## 第二章 古代及び中世の芦屋

# 一 遺跡・遺物から見た古代の芦屋地方

においては 域においては灘区 的性格を形成していると云えよう。 いては山芦屋と岩ケ平の西方丘陵を挙げ、 く見出される事実は、この推測を実証する。「日本石器時代遺物発見地名表」第五版(昭和三年刊)には神戸市 ある彼等にとって最上の生活環境であったと思われる。六甲山麓の南面する傾斜地一帯に、 ったことは想像に難くない。北に山を背負ひ、気候温暖、 ある。この自然環境と人類生活との間に見られる好条件は、歴史を通じて見られるものであり、芦屋市史の基本 をそなえ、この故に芦屋市が、最もすぐれた住宅都市として著名であることは、第一章で詳しく説いたところで 人類生活にとっての好条件を豊かにそなえた地域が、最も早くから住居地にえらばれ、当代人の生活の舞台とな 歴史のはじめ (旧大社村) 六甲の山なみが北に連なり、南、 (旧六甲村) 高羽の寺山・天野、 広田の岡田山・六軒、 自然環境から受ける制約や影響が極めて著しかった原始時代に、このような 石鏃をはじめ石錐、 同越水、越木岩下新田、 東灘区 大阪湾に臨む芦屋地方が、住宅地としてのすぐれた自然条件 かつ海に近く、 (旧本山村) 石匙、 石斧、 柏堂、寒天山の名を録し、 の中野・小路 狩猟漁撈の便のあることは、 石庖丁、 磨製石斧の出土を記してい 岡本梅林附近、 石器時代の遺物が多 芦屋市域にお 西宮市域 自然人で

も現在の京阪神急行電車 る。 その後の調査は、 神戸市灘区篠原伯母野山遺跡をはじめ発見地の数を加えつつある。これらの地点は ・路線の北、 おおよそ標高五〇米前後の高度の地帯に位置していて、これによって当時 いずれ

生活地帯を推測することができる。

せられ、 だ人々によってひらかれたとすべきである。 らの土地に石器と共に出土する土器は、 るものではない。 文化を営んだ人々の存在を考えることは困難である。 般的傾向や、 が将来も全くこの地方からは見出されないとは云えないであろう。 しかしこれら遺跡の示すところは必ずしもわが国土における最古の文化が、ここに見出されると云うことを証す 当地方の自然条件の人類生活に好適である事情から、このような石器時代に遡る歴史を実証し得るのであるが 山津波とよばれる土砂の流出があったと思われ、 現在知られている事実だけで断定することはできない。 今日までに明らかにされている縄文土器出土遺跡の分布の大勢から考えて、 すなわちわが国土の最古の文化の標幟である縄文土器の遺存が未だ認められたことなく、これ 縄文土器におくれて現われた弥生式土器なのである。もとより縄文土器 当地方の歴史の幕は、 遺跡・遺物が地表下深く埋没する場合も多かったと察 しかし縄文土器の行われた時代の住 急傾斜地であるこの地方にはしばしば豪雨に 弥生式土器を標幟とする文化を営ん 特にこの地域に縄文式 居立 地

第四紀 認されるのは地質学上の第四紀沖積世以後のことであり、 洪積 世に遡る人類生息の事実を説くものがある。 わが国土における人類の生活 考古学上の時代区分では新石器時代に属する。 0 開始 ば 遺物によって確 最近関

利器として用いられたものの如く解せられることを証

近時翠ヶ丘町から発見された珪化木の形態が、

東地方において土器を伴わない石器包含層が見出され、これをその地層の年代から洪積世のものとし、 化に先行する文化の存在を認め、 日本における文化の黎明を旧石器時代に遡ると主張する学者があり、 学界の 縄文式文 問

題となっている。また本市に近い明石市西八木の海岸から発見された人類の腰骨を旧石器時代人類の遺体と認め

ごとく、果して人類の加工を経た木器が珪化作用によって化石となったものであるか否かに大きな疑問があり、 点を残していて未だ学界の承認を得るに至っていない。 原人の存在をこれによって証しようとする説もある。しかし、これらの注目すべき学説も、 本市発見の珪化木の性格については、 それが説者の云う なお多くの問題

これを以て洪積世の人類生存を認めるという大きな問題の証拠とすることは困難である。

その年代や生活の様相は如何。 芦屋地方の歴史の起源は、 従って弥生式文化人の居住にはじまるとするのが最も妥当な考え方であろう。 それは出土の土器や石器について詳密な研究を行い、 その出土地について調査を

行うことによって明らかにすべきである。

石器時代遺跡 当地方の石器時代遺跡の調査は、 明治時代の末ごろから郷土史研究の先覚によって行われて、

多数の石器類が採集されている。 主要な出土地をあげると左の通りであるe

出 +:

(三条南町

三条字西良手

東芦屋字藤ヶ谷 (東芦屋町

> 磨製 石斧

出

土

遺 物

石鏃

(芦屋神社西北約二〇〇米小池西方池畔

·磨製敲石 ・弥生式土器・サヌカイト石屑

遺跡・ 遺物から見た古代の芦屋地方

山芦屋城山山麓 (山芦屋町) 石斧・石匙・石鏃・弥生式土器

山芦屋墓地東方 (三条町)

弥生式土器

芦屋字笠ヶ塚(山手町)

石鏃

会 下 山 (三条町)

打出字岩ケ平

(岩園町

5

打出字岸造り (大原町)

石鏃・石錐・磨製石器片・サヌカイト石屑片・土錘弥生式土器

打占年 月、文 ( ) 八田)

石鏃・弥生式土器

打出字地造り (親王塚町・翠ヶ丘町) サヌカイト石屑片

てその出土地は遺物散布地乃至は遺物包含層として認められるもので、住居阯と見られるような顕著な遺跡はま これら遺物はいずれも表面採集や、 土木工事による土地の開鑿における発見等で採集されたものである。 従っ

だ見出されていない。

打出字岸造りの遺跡については幸に調査者紅野芳雄氏の記録 打出岸造り遺跡 遺物の出土状況も会下山遺跡の他は学術的調査発掘を行ったものでないから明らかでないが (採集日誌)があってその状況を知ることができる。

ケ平に通ずる道路の西側の地域) 和九年三月十四日 精道村打出字岸造り の東方より望んで目測六尺余の台地東端を切下げ、 (何保親王墳より西方約二町に当り、 西打出より宮川に沿ひて岩 道路を敷設したるため

両側崖をなす処の北側、 地表下約一尺二寸又は三尺四寸の箇所に弥生式土器片の点々包含露出せるを発見し、

(南側の崖面に於ては小片二三を包含せるのみ)地表下三尺四寸にて粘土層の上に当る箇所より、 口辺部残片

びその にて波状紋を有するもの一、及壺残片にて口辺部より胸部にわたるもの一を抜出す。 他 の遺物は遂に見ざりしも明に石器時代の遺跡と認めらる。 石器類・サヌカイト片及

坏 石鏃の完形品をただ一箇採集したのみで、 壺 遺跡で採取された遺物は弥型式土器が主で、 とある。 (完形を推知し得るもの) 一、 口辺部破片二、 これによって遺物包含層が地表下約三五糎から一米に至る間の層であることがわかる。 底部に一孔を有するもの一、 高坏脚部三、外二で、 土器包含層からは、 ほぼ完形の壺 口辺部より腹部に至るもの三、 他に須恵器破片一があり、 サスカイト片(石器製作の材料となった石材)一 壺の底部一三(内二箇は外面に葉脈痕あるも 底部より腹部に至るもの四、 石器類は地表において逆刺式 紅野氏がこの 高

片さえ発見しなかったと記されてある。

点のトレ 地 掘を行った。 に調査するために、 りやや上方から弥型式土器付が出土したので遺跡であることが知られたものである。 所に幅1 見出された遺跡で、 会下山弥生式遺跡 (D地点とよぶ)及び一五〇米—一六〇米の斜面 ンチにおいて低位置に稀少で高位置に比較的多数の土器包含が認められ、 一米のトレンチをつくり探査したところ、 市内の遺跡で調査発掘を行うた唯一のものであるからその概要を記すと、 この丘陵を山手中学校の植物園にするために、 正規の手続を経て発掘調査を行っことを企て、筆者等が担当して本年(昭和三一年)三月発 三条町会下山弥生式土器出土遺跡は山手中学校の背後にある丘陵の、 D地点からは弥生式土器片若干が検出されたのみであり、 (C地点)及び一四〇米—一五〇米の斜面 山腹に蛇行状の道路をつくったとき、 更にB地点のトレ 市教育委員会はこれを精密 標高 南東に面した斜面に 一七六米の頂 (B地点) ンチにお 上平坦 中腹, の三箇 В 地 ょ

て極めて密度の濃 V 土器包含層が見出された。 この 部 分の地形は三○度に近い傾斜地であるが、 その 傾 斜

面

に並

6

が



左手の山腹斜面が弥生式上器包含層が発見された地点

土

性

V

時代と推定される。 期に及ぶものと考えられ、 細片が多く、 行して表土下三五 うれた。 鉄器片の 質 器 後期に属すると思わ は弥生式土器を主とし、 Ď 認められ、 壺  $\mathcal{O}$ 0 ŧ П 縁部、 坏等は全く無秩序に土中に混入してい すなわち遺物包含層は厚さ約四 Ō 混 ŧ その下方に地 . 入 が 時にやや形を具えたものが見出されたが あって、 底部、 一糎より 筃 なおこの遺 認め 概して弥生式文化 れるもので、 把手断片等を含む。 八〇糎 Ś 実年代は 様式による編年に従えば、 Ш れ (秩父古生 跡から石 前 後 頸 紀 Ø 深さの 完三 付 器の の 壶 Ō 層 世 また土 糎、 時 の 紀を中 甕 発見がなく小さ 代 間 風  $\mathcal{O}$ た。 弥生式 化 に 師器 後 高 遺 層 出 心とする 期 坏 物包含 土 中 が カコ 土 そ 器 5 近 期 認 鉢  $\mathcal{O}$ 末 形 カン 土 れ の 層 V

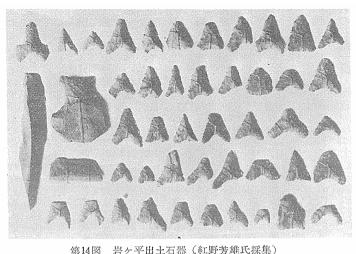
器

6

全域 遺 跡 Ó 0 0 調 性質を明ら 調 査ト 査 立は 後 レ ンチは長さ六米 日 かにすることは不可能であるが に に残され ているので、 ―四米にすぎず、 上記の事 実だけ 会下山 土器 .で本 の Þ 包 腹

遺跡と解されている。 器が出土しているが、 たのであろうか。 例とすることが知られているが、 が類似している点注意される。近畿地方の弥生式土器の末期に属するものは、 土器の種類や形式の豊富な点からやはり生活の場であったと解すべきであろう。 されこの地点に埋没したのではないかと思われる。 含状況が示すところから考えると、C地点より高く、頂上からすこし下ったところに遺存した土器が水で押し流 遺跡の位置 ここより西南一・三粁にある神戸市東灘区の保久良神社境内遺跡もやはり同じ形式 (高度) その位置が標高一五〇米以上の高所であり、 本遺跡についても高度がほぼ等しいので、 は異なるが土器包含層が表土下三五糎から一米の間にあること、 本遺跡もまたその例に洩れず、弥生式文化末期の様相を示している。 高度の高い、 特殊な目的をもつ遺跡と思われぬでもな 急傾斜面にどんな生活が営まれて、 自然石の一定の配列を見るところから、 石器を伴わないで出土するのを通 前述の岸造り遺跡と比較して見 石器を含まないこと の弥生武士 土器を残 が 祭祀

石 紅野氏が特に多く採集した地は部落西方約三〇〇米の地点、 ちこの地帯で石器の製作がなされていたのではないかとの想像を生ぜしめる。 数にのぼっている。 が多く発見されていることは、 発掘調査を行っていないので、 の 岩ケ平遺跡 右 錐 筃 後言からは土錘三個が石鏃の他に発見されている。 一方、 川西市加茂の弥生式遺跡に見るように、ここから石器製作の材料であるサヌカイト断片石屑 岩ケ平遺跡は石器を甚だ多く出すことにおいて極めて著しい。 遺跡の性質は明瞭でないが、 未製或いは破損品と見られる不完全な石鏃が多いことと共に注意をひく。 及び二〇〇米許りの地点であった。 表面採集のみで石鏃を主とする石器の発見は実に多 土錘は漁撈生活を証するものとして注意され 石器出土地は岩ケ平一帯に亘るが 専ら表面採集の 前者かり み 6 りは黒耀 すなわ



岩ケ平出土石器

第14図

ととのえて行った時代である。

この時期の初期、

或い

は過渡期 学界の

を

注目するところとなっている。すなわち、

近畿を中心として発

剣

に特異な青銅遺物がそれぞれ分布圏を異にして存在し、

た農耕生活が発達し、政治的には日本の国家形態が漸次に形

半から七世紀に至る間を古墳時代と称する。

弥生式文化の時代の後につづく約四○○年、

る呼称を用いれば鉄器時代であり、

既に弥生式時代にはじまっ

石器時代と対応す 実年代で三世紀後 片約七○○点に達している。

註②

打出出土銅鐸

考古学上石器時代から金石併用時代にわたる

る。

なお氏が採集した岩ヶ平出土の石鏃の数八二、サヌカイト

見される銅鐸と、北九州を中心として西日本に出土する銅 に価する事実である。 に発見されていることは、 出土して現在市内に保存され、 ・銅鉾・銅戈である。この興味ある遺物のうち銅鐸が本市から 当地方の古代文化を考えるとき特筆 銅戈が本市に隣接する至近 0) 地

年間に打出阿保親王墓から古鏡、 石製銙と共に出土したものと伝え、 他の遺物と共に打出親王寺に

銅鐸は元禄

現在所在不明) Ш 鐸の出土例が比較的数多く、 と伝えているが、 伝蔵されている。 本銅鐸出土地と全く同 見された銅鐸 を要しないであろう。 見されたのか、 .西市栄根字井阪出土銅鐸 一〇米 ―二〇米の平坦地である。 (同 と神戸 果して銅鐸が鑑鏡と共存したか疑わしいとも云える。 地 寺伝では元禄四年 記録の伝うるなく、 の前田源兵衛氏蔵) 市 一の地形である。 この銅鐸出土地に最も近い出土例は東方五粁に当る西宮市今津町北芝から明治 東灘区住吉町渦森出 (明治四四年発見、 この銅鐸の他、 なお他の二例は川西市多田満願寺出土銅鐸 (一六九一) 出土の状況明らかでない。 また伊丹市神津中村出土の で、 その出土地は海岸線から二粁を去るにすぎない標高五米位 王 五例を数えていることからも、 東京国立博物館蔵) (昭和 阿保親王の八百五十回忌のため陵墓の環湟を修理中に発見した 九年発見、 標高一 何故に時代を異にするこれらの 銅鐸 の 出土地も猪名川に近接した沖積平野で、 しかし摂津国 一四〇米の台 (昭和一三年発見、 その出土の事実その (山川正宣著 地 の 西 である。 部 西宮市辰馬悦蔵 武庫・ 銅 É 遺 [鐸獲例考] Ш Ō 物 ú が 辺 <u>-</u> 特に . の 地 同 氏蔵 一年に発 低 方 時 地で 所 ·疑 は に 載 標 発 銅 う

は複線 青緑色である。 短径一一・二糎、 形態は外反りのやや著しい楕円形をなし、 さて銅鐸は流水文銅鐸とよばれる類に属し、 作りは厚手で、 (上方四条、 磨滅が甚しい 底面の長径二四・二糎、 下方二条) 鋳上りが巧みでなく古拙の趣をそなえている。 ので表面の文様が明らかでないが、 鋸歯文帯がある。 両側の鰭には各三個 短径一六・六糎、 高さ四五・五糎 鈕部は、 両面共に最も外側に内向鋸歯文、 底口の厚さ三粍内外で重さ一貫二五○匁をは (内鈕高一二・四糎)、 |所に突出した二連の飾耳があ 鐸身においては流水文を主体とし、 表面は一部が青白色を示している他は大部 鐸身上面の長径 次に綾杉文、 ŋ, 鈕 は鬼 五五 その 次に連続 形に 下 かる。 糎 部に · 属 分

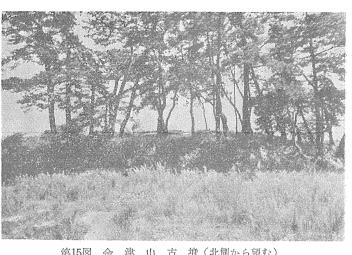
は、 渦文と内行鋸歯文 竪に双頭花様渦文一つをおいている。 (鈕孔の上部のみ)をおく。最も内側は文様明らかでない。なお一面 鰭にも内行鋸歯文がある。 鐸身内部の環帯 は の方の連続渦文の中央に 線で狭い。

な資料であるので昭和九年七月三一日附重要美術品に認定せられた。 このような形態・紋様の示すところは銅鐸の形式分類上第二類に属 (図版第10 ï 年代上古式の類に入る。考古学上 (写真) 貴重

甲山 をもつことを指摘しておく。 とする二つの文化がこの地において並存したことを証明し、 域と同一の生活圏に属すべき地である。 銅戈の出 .麓につながる丘陵の一、標高一五○米の出顚であって、 土地 は神戸市東灘区本山町保久良神社の境内で、 両種の遺物がこのように接近して出土したことは、 本市域を俯瞰する形勝の地で、 芦屋地方の古代文化の性格を考える上に重要な意味 昭和一〇年に発見された。 その位置は上述 両者をそれぞれ標幟 古代にあっては本市 の 如く六

古墳の調査によって知ることができる 等は時代の進歩と共に歩んで、 品に彼等の生活文化の俤を最もよく偲ばせている。 したが、その後をうけた人々は厚葬の風著しい時代であったので、 古墳分布の状況 芦屋地方に最初の生活の鍬を打ちこんだ人々は数多い石器や土器に彼等の生活 自然の恩恵豊かなこの地域に次第に繁栄して行ったと思われる。 銅鐸や銅戈という金属文化初期の遺物を生活にとり入れた彼 彼等の築いた奥津城とそのうちに収めた副葬 その発展の姿は  $\mathcal{O}$ 名 残りを遺

しかし最近三〇年間に急激に住宅都市として開発されたために、 芦 、屋地方は古墳の分布密度の高い地域であって、 山麓地帯から平坦部にかけて多数の古墳の遺存が その大部分が破壊され、 わずかに記録や名称に 認 8 6



津 (北側から望む) 金 Ш 古 墳

が存し、

室古墳が多い点が注意される。

Ш

麓の台地や傾斜地に後期の古墳、

すなわち横穴式

を得ぬこととはいえ遺憾である。

古墳の分布を通観すると、

平坦部は古式古墳と認むべきも

Ō

よって名残りをとどめているにすぎないものが多いのは、

止

む

第15図 所図会 所 打出春日町一五三番地の金津山古墳である。 意をひいていたことがわかる。 はないかと察せられ、 をえがいている。 て松の繁茂した墳丘を描き、 阿保親王墳、 のばせている。 の 金津山古墳 東北一 (寛政八年 ○○米に位置し、 親王寺と共に金津山と記して、 円墳で径四四米、 平坦地区において旧状をほぼとどめてい これによると当時 一七九六-街道に近い関係もあって、 その周円を小径がめぐっている状 — 刊 今なお松樹が疎生し往時 記事には 高さ四・一 `は周湟が遺存していたので の絵図を見ると、 米を測る。 本街道の北に接し 阪神電車 旧跡として注 の 打出浜 ·打出停留 摂津名 俤をし . るの は

1の家丘あり、 これをいふ、 土人口称云、 むかし 阿保親王此地に殿舎あり 黄

金津丘

打出

耔 ゎ 西端に

堆

金千枚、金瓦万枚を此の冢の中に蔵め置きて、此の里人飢渇に及ぶ時、これを掘出して五穀に交易して飢を凌

ぐべしとなり、此所の牧童今に歌諷ふ、其言に云

朝日さす入日かがやく此の下に こがぬ千枚瓦万枚

いる。 の て周辺部が侵蝕され、 時代までは墳上に厳島神社の石祠があったが、いま天神社境内に移された。 伝えたものではない。 それを阿保親王に結びつけた点に地方色が認められるもので、親王寺の縁起にも記されているがもとより事実を とある。このように黄金を埋蔵するという説話は、 出土に関して伝えるところがない。 按ずるに親王の御領にして別荘も此の地にありしか、此の辺の字に御所ノ内・堂ノ上といふ所あり 従って本墳の年代や性質は将来の調査にまたねばならないが、 墳上もかなり荒れている。 今日、本墳を黄金塚といい、また金塚とも称するのはこの伝説によるのである。 封土上の施設、 しかし主体部はほぼ保存されていると思われ、 古境について語り伝えられる頻例の多い説話の一つである。 すなわち葺石や埴輪円筒についても徴すべき資料を欠いて 外観の示すところ、 現状は周囲 の開墾や住宅建築によっ 古墳時代の前 従前、 なお明治 埋蔵遺品 およ

志 町阿保親王墓の周辺に存した古墳群である。 親王塚古墳群と出土遺物 (並河誠所が日本輿地通志畿内部の一部として著し、享保一九年—一七三四—に刊行) を見ると 出土遺品を今に伝えて、 摂津地方の地誌のうち最も古く且最もすぐれた書とされている摂津 それによって当時の文化をうかがわせるのは、 打出翠ヶ丘 そ五世紀前後のころに属するものと思われる。

阿保親王墓 在二打出村一、四畔有二家六一

数え、 改修の際に発見され、 墳であったと考えられる。 墓の他にいくつかの墳丘があって古墳群をなしていたと考えられ、 ついては記録が伝わっていないので詳かでないが、 の古墳耕のうち れはむしろ阿保親王墓が御治定となり、 のであるから四 らした周囲三五六米、 している。 と記してある。 森厳な趣を呈している それが親王墓 現在 この記事をうけたと思われる摂津名所図会は、 のいずれ 囲が原野と耕地であった時代には墳形画然として、 阿保親王墓として宮内庁書陵部に管理されている墓 一のみ残して湮滅したのである。 その一 面積二二二九坪の方形の兆域のうちに存し、 かに埋蔵されていた副葬品が それは遺丘の裾に埴輪円筒を発見している者があることから判ぜられるのである。 部が親王寺に伝蔵されていて貴重な資料となっているのである。 (図版第8写真)。 周辺を整美した後の姿で、 周辺が住宅地となった現在でも、 親王墓そのもの 親王塚の周囲にあった古墳が工事のため破壊されて埋 元禄四年 阿保親王古墳の条に「側に小冢六っあり」 (一六九一) Ę 陵墓に相応しい外観を呈していた。 径約三六米、 その数は明らかでないが享保の頃には六 江戸時代を遡る時代には、 (以下親王塚という) 前記金津山古墳と同じく、 阿保親王八百五十回 なお鬱蒼とした墳丘をなしている 高さ約三米の円形墳で、 は周湟 遺物 親王墓とされる墳 忌の (空堀) の 円型の ため 出 しかしこ と の墓域 )古式古 をめぐ 蔵 퍇 樹木密 品を 沢沢に 個を

果して他の遺品と同 破片二面分合せて三面である。 親王寺に現存する遺物は鑑鏡と石銙 時に出 土したか疑わしいことは既に記した。 その各個について説明する。 (石製帯飾具) と銅鐸である。 古墳出土品の主たるものは鑑鏡で完形品 そのうち銅鐸 ;は古墳出土品と見 Ü ŧ ので 面と

出土したのであろう。

#### (一三角縁神獣鏡

— 面

られ、 るものである。 うちの一つの怪獣に代えて亀の上に山形状の博山爐をおくもので、この図様から三神二獣博山爐鏡と名付けられ また朱痕をとどめている。 銘帯にあたるところには複線波文をあらわし、それから縁に至る間に櫛歯文・ 縁の高さ九粍、 鏡背内区の図様は、 面に一・五糎の反りがある。 六個の綟形座乳をおき、その間に神獣を交互に配 全体に白緑色を呈する外、一 部に群青色の錆 鋸歯文・複線波文 その が見

#### (三) 鏡残闕

鋸歯文の帯をおく。

(図版第11右写真

二片 一面分

欠き図様形式がわからないが、残存部分の様式は前記の鏡とよく似ており、神獣鏡であることは間違いない。 外区と周縁の一部を残して約半円分のみの残片である。 推定径二一・八糎、三角縁の縁高 糎を測る。 内区を

#### 一鏡残闕

る

一片 一面分

をひくものである。 わずかに周縁の一 部をのこすのみであるが三角縁に接する外端の鋸歯文帯が内行であるのが特異点として注意 推定径二二・一糎、縁高九粍の鏡の残片で、やはり前二者と同じ式の鏡であったと思われ

れている。 なおこれら遺品と共に出土したと伝える鏡が神戸市東灘区住吉町の吉田家収蔵品中に存し、早く学界に報告さ 四糎、 今その所在を明らかにしないので既報の調査報告によると、 <sup>註②</sup> 高さ一・一 糎を測り、 約○・三糎の面反りをもつ完形品で、 背文は魚帯文四神二獣博山爐鏡と称すべ それは一と同じく三角縁神獣鏡で、径二

状の に その外側に櫛歯文・ 文をあらわ きもの、 陳孝然作竟」 「六朝八乳四 また朱痕が認められる。 博 Ш すなわち円鈕座をめぐって四魚をおき、内区に八個の円座乳とその間に一つおきに四神と怪獣二と山形 爐 しているのは異例として注意をひく。  $\mathcal{O}$ 図形を配し、 と五字の銘を鋳出してある。 |神鑑、 鋸歯文・波文等の帯をおくこと三角縁神獣鏡に見るところと等しいが、 摂津莵原郡打出村阿保親王傍得之」とあるので証せられる 空間を唐草文・鳳凰文で埋めている。 鋳上り鮮鋭で、 背文図形はすべて整美な形を示し、 銘帯に当るところは複線波紋とその両側に珠文をおく帯をめぐらし 白銅質であるが一部白緑色を呈し、 そして乳の外側、 且銘を有することは、 (図版第11 博山 背面には群青と緑 爐をはさむ二 三角縁の 左写真)。 内 神 その |側に 像 0 鏽 0 源を存 間に 鋸 歯

良尚 なお六 明らかでない 最も多い形式に属するものである。 た神獣鏡であろう。 明治三九年田中光顕氏に鑑鏡一面を譲ったという事実が伝えられている。 原郡打出村鑿土所得鏡十枚之内」とあるのは注意すべきで、 以 なお吉田家の蒐集品を収録して刊行された 上詳記した四 氏 面 の 記憶によると、 の鑑鏡が出土していることとなる。 が、 面 V · ずれにもせよ、 しか  $\mathcal{O}$ 鑑鏡は、 明治年代に親王寺において現存の鑑鏡の他になお一面 ï 現在の 中 ・国において六朝時代に製作されてわが国に舶載され古式古墳から出土すること 所在は明らかでない。 親王塚近傍の墳墓が副葬品に鑑鏡を比較的多数に蔵するものであったことを 一〇面の鑑鏡が果して一基の古墳から出土したか、二基以上の古墳のも そのうちの一 「聆濤閣帖」 これ以外の に、 面は最近まで親王寺に存したもの この記述を事実とすれば、 本鏡の拓影を収めてあるが、 Í. 面は早く散迭したもののようである。 これが恐らく吉井氏の調査後姿を失っ の神 -獣鏡を調査したという。 既述の四 の如 その傍書に 置  $\langle$ の 西宮市 鑑 鏡 「摂之莵 の他に、 のか 吉井 方

れる。 期 認めることができる。このように三角縁神獣鏡を著例とする舶載鏡を多数に副葬している古墳は、 いたといえよう。 に立ち文化を荷担する階層の人物であった。そのような人物の住地である芦屋地方は、 (四世紀後半から五世紀前半)、 そして貴重な鑑鏡を多数基に埋め得る人は当然その時代の富者であり、 古式古墳の全盛期のものに多い。 従って親王塚古墳群もこの時期 権力者であり、 日本文化の頂点に立って 同 |時に文化の先端 古墳時代の中 の É のと思わ

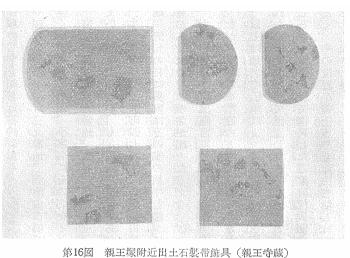
れる。 表側 び、 裏面には四隅に小孔が二つずつ穿たれていて、革帯に附着させる為の金具を嵌入する装置と見られ、 の方形に近い平板であり、 あって親王塚附近古墳出土一括遺物とは別個のものであり、 む一部が分離している。 :氏調査されたときにはなく、その後大正初年以降の調査記録にあらわれるので、 次に石製銙は類例すくない遺物として注意すべきものである。これは革帯の表面につける装飾品で石帯ともよ 親王寺にはなお一面の鏡が所蔵されている。それは内行花文鏡で内区の部分が破砕して、 平安時代以降、 の四 に赤 本品は総数五個あって、 銅 「縁角の両取りも同様であるが、  $\mathcal{O}$ 針 金 の端が残存している。 天皇はじめ貴族が正装するとき袍の上に著用するものであるが、 径一六・三糎、 表側は滑かに磨かれてあって美しい光沢を放ち、 薄い灰青色を呈し、石材は碧玉で、内二個は堅四・四糎、 縁は平縁で、 更に一辺を丸く角をとってある。 は堅及び厚さは前者と等しく、 鉛黒色を呈し、手なれ著しい。 村内よりの出土品かと思われるがその証もない。 裏面の小孔は二個ずつ、 横巾が長く六・五糎をはかる長方形で 四縁角はすこしく面をとってある。 この間に寺蔵に帰したもので 古墳からの出土も稀に見ら 本鏡は明治年間に前 横四・一糎、 一部缺失し、 三個所に見出 そのうちの 厚さ八粍 鈕を含 記吉井

が

西

一三米、

高さ約二米を測る。



:部地区の古墳址

親王塚近傍にはなお左の古墳遺址が存す

り、

裏面に一対ずつ三個所に小孔があることも前者と同じであ

厚さは他と等しく表面の縁の面取りも全く同じであ

三・二糎、

る。

鑑鏡と伴出したことを認めるならば、

石銙として最も古い

ものの一とすることができる。但し現存の五点は銙の一具分の

一部で他は散佚したものらしい。

形の

端を竪に截ったD字形を示し、

竪の径四・二

糎、

横の径

される。おそらく帯端に着けるものであろう。他の二個は楕円

る。

舎建築のため一部破壊されて旧形を失った。 いま翠ヶ丘小学校の敷地となっている。 うの塚 打出楠町三 一番地、 阪神国道と国鉄線路 もと円墳であったが校  $\mathcal{O}$ 訚 にあ

ŋ

もと径三○米位の円墳であったものが、  $\mathcal{O}$ 林董次郎氏の邸内庭園の一部となっている。 笄塚 墳丘の形をのこしており、 打出 楠町 1八番地、 東西から封土が漸次切りとられて、 うの塚の西五○○米にある。 長径 (南北) 約二七米、 南北に長い楕円形 短径 V · ま小 東

部をのこしているものと思われる。 笄塚の名は阿保親王が所特された笄を埋めたという伝説からおこる。

笄塚の二字を刻した石碑がある。

全く形迹をとどめず、 打出小槌町三九番地、 小字名にその名をとどめ、阿保親王の鞍を埋めたという伝説がある。 金津山古墳の西北二五〇米に当る。いま域内に不動尊を祀る小堂がある。 墳址は

ているのみであるが、 宫塚町五六番地、 もと円形の墳丘があり、墳上に一本の栴檀の樹が生えていたという。 鞍塚の西方約三○○米に当る。 これら小字名 (いま町名となる) に墳丘の存在を伝え

端午節句の日に農家はその家の耕牛を飾ってこの祠に詣で、牛廻人に託して、牛をひいて祠を三週してもらう風 牛廻し塚 打出楠町四七番地、 金津山古墳の北約三〇〇米に当る。 山の神ともいい、墳上に石祠があって往昔

習があったのでこの名が起った。

阪神電車敷設のときに取りこわされて、今はその伝承をのこすのみとなった。 打出 [南宮町一番地、 金津山古墳の西三〇〇米に当る。 大藪小藪と称する女竹の密生した墳址

れる。 し石室を巨石を以て構築した古墳時代後期の横穴式石室墳であれば石材の一部をとどめる筈であるがその伝えも れらの破壊に際して出土した遺品も伝えるものがない。 以上は地名や伝承によって墳址の位置を知り得るものであるが、遺跡としては殆んど旧態をのこさず、またそ 打出天神社北側の土地を国道敷設工事で切り取ったとき、古式古墳にのみ置かれる埴輪円筒片が出土した その位置が親王塚や金津山古墳とほぼ同じ地形を占めていることなどから、古式古墳であったろうと思わ 従ってもといかなる墳形かを知ることができない。

他の二者は破壊されているが、その際それぞれ六面の鑑鏡を出土し、当時の代表的有力者の墳墓であることを証 処女塚古墳 ていたか否かは明らかでない。西に隣する神戸市東灘区には扁保曽塚古墳(本山町)や求女塚古墳 といわれている。これも右の推察を裏付ける事実である。如上の古墳の墳形はすべて円墳であったと思わ 以上記した本市の古墳はこれらと同時代の、 (御影町東明)の如き典型的な前方後円墳があって、処女塚はほぼ完形を存し史跡指定をうけており 最も特色あり規模の宏大さにおいて当時の有力者の墓の形式であった前方後円墳が、 規模においてこれよりやや小さいものなのである。 (住吉町呉田 本市 域に存

れていたのは、多数の古墳が群集していたことを物語る。 岩ケ平八十塚古墳群 山麓地帯の古墳分布は岩園町、 六麓荘町方面に特に著しい。 摂津志に 古く岩ケ平の八十塚とよば

打出村西、 岩平山中有数冢、 呼曰::八十家;。

摂津名所図会にも

とあり、

八やそづか

打出村の西岩平の山中にあり、

数の多きより名とす

とある。 近時この方面が住宅地となって道路工事や宅地の経営が盛んに行われるため、 漸次破壊されて湮滅しつ

つある。 完形をとどめていない。これらはすべて古墳時代後期に属する横穴式石室古墳である。 破壊を免れているものも封土を失い石室を露出しているものや、 石室構築の石材が崩壊しているも 従って石室の暴露

によって埋葬遺物を失ったもの多く、 る 例をあげると岩園町四一番にある朝比奈貞雄氏所有山林中の一古墳は奥行四・二米、 わずかに各種 0 須恵器が附近民家に保存されているにすぎない。 幅一・五米、 現存して 高さ一

V

その発見地もまた南に入口をもつ石室古墳で、天井石や側壁が崩壊しているが、 において今年 七米の石室を残している。岩ケ平の横穴式石室古墳は大概このような規模をもつものである。この古墳の北方 (昭和三一年) 四月、 須恵器質の陶棺の断片が土取り工事中に発見されて興味ある資料を加えた。 石室の奥行四・五米、 幅 一 五

平よりも一層住宅化のために破壊が著しい。 横穴式石室古墳址 岩ケ平の台地と相対する西南方一 破壊に際して貴重な遺物を出したものもある。 帯の山麓地帯にも多数の石室古墳址がある。 その主要なものにつ ここは岩ケ

陶棺は羨道部に陪葬されたものと察せられた。

米を測る。羨道は殆んど破壊され、

いて列記する

竈形土器を発掘して学界の注意をひいた。 城山南麓古墳群 鷹尾城城址である城山の南麓に群集墳がある。 駐⑤ そのうちの一古墳から大正八年清家植直氏が

ものであるだけに注意をひかれる。この一括遺物は京都大学に寄附され文学部陳列館に保存されている。
<sup>註⑥</sup> 鏃一○余を出した。 提瓶一、はぞう一及び鉄鏃若干を、 されている。一基からは完全な竈形土器(土師器) である。三条字寺ノ内、 、坊の杤木氏邸にある法恩寺址 三条古墳群 三条町には多数の古墳があったが邸宅建築の時破壊された。 城山南麓古墳に引つづき竈形土器を出したことはこの遺品が古墳出土品として比較的数少い 西村磯右衛門氏所有地にあった二基の古墳からは昭和三年五月貴重な副葬品が多数発見 (六七頁参照) 他の一基からは須恵器の台付壺二、高坏三、坏一八、はぞう一と小玉類、 は古墳址でもあった。 (図版第12写真) と須恵器の台付盌一、 明治四一年神戸史談会員がここから発見され すなわち涼塚・岩窟塚などがその **壺二、高坏七、** 雲珠五、 また西 坏四 鉄 例

須恵器、 鉄器を調査したことが武庫郡誌に記されている。 遺物の所在は不明である。

等が 呼ばれるものがあった。 :調査発掘を行い勾玉・ 親王塚の北約三〇〇米、 明治の末ごろ道路や宅地の工事のため取毀されたがその際西村義則 切子玉・管玉各一個、 翠ケ丘町二一番地に横穴式石室古墳 小玉二〇個、 金環一箇を発見した。 (円墳) この遺物は西宮市辰馬悦蔵 があって駒塚また馬 福原会下 Ш 人両氏

氏の所有に帰し保存せられている。 なお芦屋神社 |境内には石室の遺存する古墳があり、 またこの南には四ツ塚とよばれる四基の横穴式石室古墳址がある。 また笠ケ塚 (東芦屋) 塚穴ノ場 (三条) など古墳のあ

つった

ことを示す字名が残っている。

に埋めた。 時代の末期に属する人々で、文化上から云うと弥生式文化人とよばれる人々であった。 むようになると有力者は平坦 次第に平地に近づいたが、 の主幹を形成する人々である。彼等は北部の山麓台地に住み平地に降って初歩の農耕をなし、 るのである。 この地方は石器時代以来連綿と時代文化の進展に歩調を合せて歴史の営みがつづけられていることが やがて金属文化の段階にすすみ、 遺物から見た芦屋地方の古代 墓制が変化し、 歴史のはじまりは必ずしも古くはなく、 平坦地に耕地を増して来ると、 なお山麓傾斜地を生活の本拠としていた。 部の 形勝の地をえらんで高塚墳をつくり、 以上考古学的見地から芦屋地方の遺跡遺物を概説したがこれを通 農業を基盤とする生活を発展させ集落を営むようになるとその住 石器の遺存によって存在を認めることの出来る住民は 墓は山麓の台地につくるようになり、 厚葬の風が行われ高く土を盛って墳墓を営 ある者は富と権勢を示す貴重な鑑鏡を墓 人種的に云えば 時に漁撈を試みた 巨大な石材を用 日本民族 知られ 観する 地は 石器

いて巌丈な石室を築いた。 彼等のこのような生活の進展は日本民族の主流に棹さしてすすめられ、 天与の恵まれ

た自然環境のうちに順調にすすめられたのである。

- (1)う 芦屋地方の遺跡調査を最も熱心に行い、その記録を遺されたのは、 って記した。 |跡と採集遺 、保存されてあったが、 .はじまり、 (の採集日記が幸いにその歿後遺族・友人の手によって昭和一五年に 昭和一三年、 また親王塚町 物の明細を知ることが出来るのは不幸中の幸であった。 今次の戦禍のため罹災して、 病のため歿せられた年に及ぶ。 ·吉岡昭氏 (故人)の採集も注意すべきものである 出土地等の由緒を知ること不能となったは遺憾であ 氏の蒐集品はよく整理をして学術資料として利用 西宮市紅野芳雄氏である。 遺跡と出土品に関する記述は多くこの記録によ 「考古小録」と題して出版されてあったので 氏の調 査は明 ર્વે し得るよ 治 兀 しか
- (3)(2)紅野 7氏が採集した岩ケ平 'n 石器は戦災のため散佚したが同 地の朝比奈貞雄氏が石鏃多数を保存してい

親王寺の遺物につい

ては梅原末治博士の

左の論稿がある

- 考古学雑誌第一三巻第二号 報告第二輯 (大正一四年刊) (大正一一 「兵庫県下における古式古墳の調査」のうち 年)「摂津武庫郡に於ける二三の古式墳墓二」。 「武庫郡精 道 兵庫県史蹟名勝天然記念物 村打出発見の古鏡
- (7) (6) (5) (4) 考古学雑誌第九巻第八号 治三九年一 ○月田中光顕氏は宮内大臣として兵庫県下の陵墓を視察、 (大正八年刊) に清家植直氏が 「釜及竈形土器の新発見」 阿保親王墓に参拝したことが記録にあ と題する報文を載せている。
- この が 丽 氏と同行、 金環に附せら 峳 " 発掘品については歴史と地理第二二巻第五号 水 青瑪瑙の美し 晶 の 余の小さき鍬の先金環を傷く、 玉 れた紙片に次の如く西村氏 心 い玉である。 部に孔があり、 勾玉は大きさ九分、 小玉は何れも径一分内外、 の手記が記してある。 鍬を金環鍬と名付く。 (昭和三年) 薄褐色の瑪瑙で丁子形をしている。 に島田貞彦氏 「明治四十二年八月十五日 管玉は直径四分、 淡黄色と紫藍色のガラス玉と、 「本邦発見の竈形土器」 長さ一寸二分で、 切子玉は長さ四分余、 福原会下山人、 灰色の滑石との三 の論文がある。 名の如く管 村上五郎 十四四

あ

9,

見玩具の

南京玉と択ぶ所がない

猶金環は太さ径二分直径九分である。

### 律今時代の芦屋

ŧ 方行政の円滑な実施のために必要な交通に関する施策は、 重要となってくる のために極めて重要な事項である。ことに地方の小地域の古代の歴史は、 である班田収授法の基盤をなす田制に関連をもち、 として確立し、その後種々の改変があったがその大綱は明治維新まで持続した。それはまた大化新政の基本政策 郡 直接その地方の史実を明らかにする文献史料は極めて乏しいのが常であるから、 郷 里の制と芦屋 わが国の地方区画は、 大化改新の国・郡設定にはじまり、 その点で庶民の生活にもかかおりの多いものである。 この行政区画に則して行われた。 文献史料が豊富になった時代に入って 漸次整備せられて国 層この方面から 従って地方史の解明 の また地 解 郡 領が 制 度

社の東、 夙 田川を境とし、 莵原郡は、 润 中に記してあるので、 莵原郡 .河道の変遷を考慮に入れて考究すべき問題で、 すなわち今日の夙川より七○○米許り東方に郡界があったとしなければならない。 東は武庫 芦屋市の地域は畿内五国の一である摂津国の管下一三郡の一、 北は六甲の峯、 郡 その社地が当時既に現在の地にあったと考えられることから、 西は八部郡、 すなわち今日の有馬郡との郡界を境とした。 北は有馬郡に隣し、 延喜式神名帳に今日の西宮神社をさす大国主西神社を莵原郡 その郡界は明確でないが、 莵原郡に属し、 しかし武庫・莵原の郡界については 大よそ東は夙 すくなくともこの その西部 西宮市常盤町に往時 に位 Щ 西は 置 )西宮神 した。 旧生

 $\mathcal{O}$ 

律

令

時 代

の

昔 屋

郡界を示したと伝える古松があり、 傍に紀念碑が建っている。またその北方名次山の山際にも同様な松が存した

という。

区岩屋にある敏馬神社であり、その社地に変化がないとすると、 力、 西の郡界についても問題がある。 延喜式神名帳に八部郡の神社のうちに記されてある汶売神社が 郡界を旧生田川より遙かに東方に移さねばなら 現 在難

有力で、 じ頃作られた「和名類聚抄」は「宇波良」と記してこの頃には「うはら」と呼んでいたことが明証される。 蟲麻呂の 作歌並短歌」に「葦屋乃莵名日処女乃奥城云々」とあり、また「莵会処女」とも記してあり、 てこの呼称がその後踏襲された。「うはら」の語義は海(うな) に作られた延喜式には れたことは、天平一九年(七四九)の「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」に摂津国莵原部とあり、また「続日本紀 とよんだことがわかる。その字義については「うなひ」は海辺すなわち「うなべ」の転じた呼称であるとの説が 莵原の呼び方は古くは「うなひ」であったようである。万葉集巻九に収めてある田辺福麿の 別にうは大を意味し、 「見莵原処女墓歌一首并短歌」には「葦屋之莵名負処女」「宇奈比処女」とあって、莵原を「うなひ」 神護景雲三年 国郡郷名には二字の好字を用いるよう定められた制によって、正式には「莵原」の二字が専ら用いら (巻二二、民部上)「莵原」とあり、古写本にこれに傍訓を附して「ウハラ」とある。 (七六九) 六月七日の条に「摂津莵服部人云々」とあるので知られる。 奈比(或は名日)「なび」は木を意味する韓語であって大きな社を意味するとの 原 (はら) の略と解されるが、 同じ巻にある高橋連 一説に、 一〇世紀の初頭 う (大)

はら なお前 地方を総称する呼称としてこの名が一般に行われていたことを示すものである。 記の萬葉集の二歌にいずれも「葦屋之莵名日処女」と記して、 とする解釈もある。海辺にのぞんだこの地方の地形かち生じた名称と考えるのが最も妥当であろう。 葦屋の名を莵原に冠しているのは、ひろく

個 宝二年 (七〇二) を越えるときは余りの戸をしばらく一里として別に設けた。 られたのが、 の集落を合せて里となし、 賀美郷と葦屋郷 (のちの郷) 現存する当時の戸籍に記されている実例から見ると今日の戸より遙かに大きく、 外祖父母、 霊亀 の形成は戸数によるので、 美濃国の戸籍、 外孫叔姪等の傍系血族まで含み、すくないものも十数人、多い場合は百人以上に達している。 元年 莵原郡内には八郷があった。 (七 五) 集落が大きくてほぼ五〇戸に近いときはそのままで一里とし、 に至って改めて郷と改称したものである。 同じく神亀三年(七二六)の山背国愛宕郡出雲郷雲上里及同雲下里の計帳によ 地勢や人口密度の相違によって異なり、 郷は大化改新の時、 その地域は、 五〇戸を里となし、 面積によらず戸数によるので一定せず 郷を構成する戸はその内容甚だ複雑 自然集落が小さい場合には数 例えば正倉院文書にある大 里毎に長を置くと定め 特に大集落で五

地域が 明らかにしたところによると、かなり忠実に実施につとめたことが明らかにされている。 人口密度も高かったことを想察することができ、 以 Ĺ 山を負い の 制度は土地 海岸線との間 の ・事情に応じて必ずしも厳格に適用されたことは考えられないが、 2の平地が広くないことから見て、ここに八郷が存したことは土地 前章に詳記したように古墳の遺存多いことから推定したところ 最近歴史地 従って莵原郡 の開 理 拓が著しく、 学的 の占める 2研究が

山河等自然の地形によって画した。

と合致し、この地域が今日もっている性格が早くも示されていることを知るのである。 莵原郡にあった八つの

賀美郷・葦原郷・布敷郷・津守郷・天城郷・覚美郷・佐才郷・住吉郷

名は和名類聚抄によれば

推定される古代集落が賀美郷の前身をなすものであったろう。賀美の名は早く消滅して地名として残らなかった ので「大日本史国郡志」には 「上」であって川上或いは都に近い地の意味と解され、 芦屋市の地に属するのは賀美・葦原の二郷である。 すなわち市の東部の地、 「今不詳」と記し、「摂津志」は 旧打出村や岩ケ平方面がこの郷のあった地と考えられ、この地帯に多い古墳から この場合は郡中最も東に位置することを意味すると思わ 賀美郷の名は武庫郡八郷のうちにも見えるがその字義は 「廃」とのみ記してその所在を記していない

化はあっても、 葦屋という地名は更にこれより広く、今日のいわゆる甲南の地全般をさす呼称として古く用いられたこと、 村から西方一帯の 記した通りである。それが郷の名に用いられ、更に後には荘名となりまた村名となって、その名が示す地域に変 葦原郷とあるのは葦屋郷の誤記であろう。 ながく絶えず用いられ今日に至ったわけである。 諸村、 すなわち田辺・北畑・小路・中野・森・深江・東青木の村村の地域を占めていた。 (天理図書館蔵高山寺本和名類聚抄には葦屋とある)。 後の芦屋村 先に

んだ一区画、 芦屋地方と条里制 ×一二歩の矩形区画を一段とし班田並びに田租の単位と定められた。 すなわち方六○間の正方形の土地が一町で、これを基礎区画として碁盤目に耕地の地割を行うのを 大化改新の詔に「凡ッ田、長・卅歩、広・十二歩為段」とあって三〇歩 この一段の耕 地が横に五区 (歩は六尺、 現在の一

北 右いずれかの隣列に移って逆の方向に数え、千鳥式にこれを繰りかえして三六坪に至る数え方をするものと、 六町の広さを上位の単位区画とし、 とよんで再び同じ方向にかぞえて一二坪に至り、これを繰りかえして三六坪に至る数え方 の坪から再び起点に隣接するところに戻って、一の坪の下又は上、或いは左右いずれかに隣する列の端を七 のうちにある方一町の三六の土地は て方六町の地を東西南北に画して行くのである。 条里制という。その割地の方法は、 ・二条・三条と数える。 一里・二里・三里と数え、この里の列を条とよび、これも一定の地点を起点として南北、 坪の位置も確然とわかるのである。 これを一○列ならべ 起点をどこにとるか、又千鳥式・平行式のいずれをとるかは一定しないが、 又は下、 一列にとる大化改新の制によるもの 次に里の位置を示すために、里の一つを起点として、それより東、 或いは上へ、一の坪・二の坪と順次にかぞえて六の坪に至り、 従って何条何里とよべばその地点が的確に明らかにされ、更に何の坪とよぶことによっ 、る割 地方法がある これを里とよび、 方一町の基礎ブロックを三六、いいかえると縦横六町の正方形、 「坪」とよばれ、 なお、 (これを半折という) の他に、 (これを長地割という)。 一坪の土地の区画は、 里の名称は、古く六町を一里としたので方一里の意である。 起点を里の四隅のいずれかにおいて、 里を画する線を延長させ、 さきに記した三〇間×一二間 六間×六〇間 それから下段又は上段、 六町 或いは西 地方によって統一されている 間隔 (一段) の (平行式) それから右、 並 へ、又は 或いは東西に 行線を幾条も引 の細長い 南 との二種 或 或 地 或い いは の地  $\mathcal{O}$ 里

坪

は

条

は

この条里制は単なる土地区画と異なり、

耕地の最小区画を基準とする区画であり、

道路や水路溝も当然これに

ころがある。又、条・里 れるのである。大徳寺文書のうちにある康安元年(一三六一)一二月二日の沙弥宗長の田地売券に 方は畿内の一部であるし、 従って設けられたので、この制度が実施された土地には、田の畔道や里道、 狭長な地ではあるが海と山の間に良好な耕地をもつので、条里制の施行は当然予想さ 坪の呼称が地名や田畠の名に残って、名残りをとどめている例もすくなくない。 水溝などにその俤をとどめていると

摂津国武庫郡西条 五条拾五里八坪ノ内

とあり、同じく康安二年二月一一日の神奴兼丸の田地売券にも

摂津国武庫郡広田郷内七条十二里壱坪

 $\mathcal{O}$ の施行を証している。 と記して田地の位置を示してある。これによって中世南北朝時代まで条・里 小字名を調べると左の三例が見出される。 莵原郡に関しては、このような明瞭な史料がまだ見出されていない。 ・坪の名称が遺存し、 しかし坪の名は市内 歴然と条里制

芦屋「九ノ坪」、三条「九ノ坪」、津知「一ノ坪」

 $\mathcal{O}$ 坪は特に注意すべきであろう。 が寛文三年の検地帳以下同村の史料に見える。「六条」の名はいま津知の小字名にある。 地図 幹線となるからである。ところが津知附近から西方住吉川辺までの道路、 条の名はまず旧村名(いま町名)に「三条」があり、 (図版第4) で調べて見ると、 一ノ坪は里のうちでいずれかの隅にあたり、 中央部を東北から西南に走る幹線道路 その域内の田の名称に「六条」とよぶものがあったこと その四辺のうちの二辺は、 水溝、 (今日の阪神国道) 畔道などを陸地 右のうち津 が直線であるだ 測量部二万分 必ず条里

られる。更にこの地帯に残る小学名を検すると左の名称が存することが知られる。 に気付く。且それらの間隔が二町或いは三町と大体一町の倍数で、 、坪は幹線道路に接し、 南北の道路がこれに直角に交わっているのが目立ち、その他の小径や水路もこれらに並行しているの 方一町の正方形である。このような道路や土地区画の姿は当然条理制の遺構であると見 碁盤目状を示していることがかかる。

旧本庄村深江、三王坪・泉ノ坪、同青木八ノ坪

旧本山村小路、一ノ坪・二ノ坪、同北畑三ノ坪、同岡本八条垣

旧魚崎町横屋、西ノ坪(四ノ坪カ)、八ノ坪

旧御影町 一ノ坪・十ケ坪・篠ノ坪(四ノ坪カ)

里の 例で見られる。 呼称を忌み嫌う風習から他の字を宛ててよびならわす例が多く、前記諸例のうちに於ても魚崎町横屋、 又今日の道路と一致するものが多いことが認められ、 から津知の一ノ坪が里の東北隅であることと、当地方の坪の数え方が東北隔から西に数える仕方であることが判 は三ノ坪に宛字したものと考えられるから、これは津地一ノ坪を起点とする第三の坪に該当する。 右のうち津知に最も近い本庄村深江の三王坪と泉ノ坪は津知一ノ坪と一町を隔てて西に隣接してしる。三王坪 旧態か推知される。 そこで津知一ノ坪を東北隅におく里を画する線を引き、これを基準に方眼をつくって行くと莵原郡の条 従って泉ケ坪と文字をかえられたことで逆にこれがもと四ノ坪であったと推定される。 こうして引かれた莵原郡条理の指定線がさきに指摘した道路や溝などと一致し、 ほぼ条理制施行時代の地割が明らかにされるのは歴史の連 四ノ坪は四の このこと 御影 それは 町の

律



綿性を思わせ意義深い。

後の研究によって解決されなければならない。 三条についても、 千鳥式に数えることは明らかにされている。それでも前記 郡界を起点とする条里制の原則と矛盾する。これらの問題は今 の条とすると、莵原郡界との間になお一条乃至二条分を残し、 行方向に一致するという通例に従ってこれを東西に数える第三 の例で、推定復原図では七ノ坪に当る位置になっている。 の名を伝えた土地がすべて該当する位置に配されているとは云 するに至っていない。 しかし今日までの研究の結果では、 問題を多く残している。 条の進み方は一ノ坪から六ノ坪に至る坪 ただ坪の呼び方は北東隅から 芦屋市内の三条九ノ坪の如きそ 条・里の呼称方法を確定 西 へ数えて また - の進 の 坪

京都から丹波路を辿って播磨に出る外に通路がない。 宮の北方を過ぎ、 に下る旅人は、 交通と宿駅 陸路をとる場合、 平安京に都がさだめられて以来、 芦屋の地を通過して兵庫・ 山崎・芥川・昆陽を経 非常の際にこの通路 須磨に至り、 京都 から 播磨 西 西

野の縁辺部を過ぎて来た旅人は、 をとる場合の外、 平時は必ず芦屋地方を通過しなければならなかった。 この地ではじめて海辺にうち出るので特に印象にのこる土地であった。 殊に京都から西南方に路をとって摂津平 この 前

馬の制度においで宿駅を設ける地点に当ったので、ここに駅馬がおか このように芦屋の地は幹線道路の要地であったが、 たまたま京都からの距離が、 れ 層重要性をもっていたのである。 当時の国家施策の一である駅 象から

「打出」という地名がおこった程であった。

延喜式巻二八の諸国駅伝馬の項に

摂津国 草野。 須磨各十三疋。 葦屋十二疋

その名のあらわれることなく、 され、その後順次整えられたものであるから、 宿駅で駅馬 同じく一八粁に当る。 且古代の宿駅である葦屋駅は須岐駅であると解し、 ) 夙川はもと宿川と書くものがあるのに著目して、 とある。 Ш 手 食料の供給をする所を国内主要街道に設ける制は、 Ò 地帯にその位置を求める説があることを記しておく。 草野は大阪府豊能郡 一二疋が :おかれてあったのである。 草野の東北一八粁にある山崎が京都から西国への第一の宿駅であったから、 その他史料をのこさないので詳しい状況は分らない。 (旧豊島郡) の萱野の地で、 葦屋駅の歴史も奈良時代にはじまるわけである。 駅(うまやとも訓む) この名称が純友追討記に見える摂津国須岐駅から起るとし 前に記した賀美郷のうち、 大化改新の制度に起原をもち、 芦屋から東北約一八粁 すなわち交通の設備として人馬 すなわち、 (四里半) に当り、 その位置も不明である。 大宝令に於て詳細に規定 莵原郡の最も東境に近 しかし国史上に 芦屋は第三の の継立、 須磨は西方 宿

11

後は有名無実となり、やがて姿を没してしまったと考えられる。しかし交通の要地であることには変りがないか ら中世に入っても旅宿の地として重んじられ、戦乱の時勢にあっては軍略上の要地となって戦闘が演じられた。 元弘二年(一三三二)三月、 の宮のわたりにても、 いでさせ給て、むこ川、かんざき、難波、住吉などすぎさせ給とて、御心のうちにおぼすすぢあるべし、 |屋駅の変遷については全く徴すべき史料を欠くが、律令制の衰退につれて諸国宿駅と共に平安時代の末頃以 (後醍醐) はけふ(元弘二年三月七日)つの国こやのゝ宿 御輿とゞめておがみたてまつらせ給、あしやの松原、すゞめの松原、 後醍醐天皇が幕府のため隠岐に遷された時もこの地を通過された。 (昆陽野) といふ所につかせ給て (中略) こやのより 増鏡 布引の滝など御ら (巻第一六) に

た異本伯耆巻を見ると、 芦屋の浜が松原うちつづき、うるわしい景観を呈していたことを叙している。 同じときに土佐国に配流になった一宮尊良親王と讃岐国に配流になった二品尊澄親王は 同じ遷幸の記事を録し

んじやらるゝも、

ふるきみゆきどもおぼしいでらる

都を立たれた夜、 打出の宿に一夜をすごされたと記している。

屋附近を通過したときの記事をゆたかな筆致で次のように叙述している。 降って応安四年(一三七一)、今川了俊が九州探題となって九州赴任の際記した道中記「道ゆきぶり」に、芦

むこの浦の入江のす鳥いかにしてたつ跡にしもとまる心そ

うちでのはまうちすぐれば、ざいご中将のわがすむかたといいけんあしやのさとになりぬ

それよりこなたに磯ぎはちかき松かげに玉垣神さびて鳥居などたてるところあり。 北野の宮の此ところにやう

がうしたまひてよりのち、 御影のまつ原と申なるべし

中世末より近世に入るころから西宮が宿駅として発展したので以後芦屋は宿駅の機能を失った。

芦屋地方の古氏族 芦屋地方の名族で最も早く国史上に名を留めているのは葦屋倉人である。 正倉院文書のう

名が見え、それより四年後の続日本紀巻第二九神護景雲三年 ちに天平神護元年(七六五)五月九日の「検仲麻呂田村家物使請経文」のうちに従八位上勲七等葦屋倉人嶋麿の 位下倉人水守等一八人に大和連の姓を賜わったという記事がある。 (七六九) 六月七日の条には、 摂津国莵原郡人正八

弘仁六年(八一五)に撰された新撰姓氏録によって当地方を本貫とする氏族を調べると摂津国諸蕃の条 (第二

七巻に)

蔵人、石占忌寸同祖、阿智王之後也クラヒト ィシウラノイミキ

と見える。この蔵人はさきの倉人と同族で、 阿知使主に従って中国から渡来した帰化氏族であることが知られる。

葦屋漢人、石占忌寸同祖、アシャノアャレト

更に次の記事を見出す。

阿智王之後也

葦屋倉人はこの同族であることが分る。 。更に

村主、葦屋村主同祖、 意宝荷羅支王之後也オホカラキ

葦屋村主、 百済国人意宝荷羅支王之後也 とあり、

葦屋村主については和泉国諸蕃の条

(第二九巻)に

律 令 時 代 の 昔

屋

村主、葦屋村主同祖、太根使主之後也

と見える。葦屋村主、また単に村主とよぶ百済よりの帰化氏族があって和泉国にも移り住むものがあったことを

示している。

弘仁一一年(八二〇)頃の著作である日本霊異記巻下の「殺,」生物 |結レ怨作| 二狐狗 \_ 互相 |報怨||縁第二||に、こ

の物語の主人公で菩薩と称されたという興福寺の沙門禅師永興を

俗姓、葦屋君氏、一"云市往氏、摂津国手島郡人也

と記している。永興の出身葦屋君氏というのは葦屋漢人の長であった氏であると考えられ、 たもののうちから永興が出たのであろう。 摂津豊島郡に移住し

帰化氏族といっても異俗異風をもつわけではなく、むしろ文化的経済的には有力な日本文化の主流を形成する人 こうして調べて見ると芦屋地方には古代の帰化氏族の裔である貴族が繁栄していたことが知られる。

々であったのである。

芦屋の浜を古く漢人浜とよぶのは葦屋漢人に因んで生じた呼称である。

時代の初期に、これと並行して隆盛を見たのは仏教文化であった。仏教は当時国家の保護をうけて単に精神生活  $\mathcal{O}$ 面だけでなく、 仏教文化とその遺跡 経済的にも実力をそなえ、 律令制度を基本とする国政が振興し、国民生活が大いに発展を示した奈良時代から平安 中央、 地方を問わず造寺造塔の盛行を見た。芦屋地方にも当然その

反映が見られる。

段二八八歩の寺領を有していたことが記録されている。 天平一九年(七四七)二月一一日の「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」に法隆寺は摂津国莵原郡に於て三一町六 莵原郡のどの地であるかは分らないが法隆寺の如き名刹

と関係をもっていたことは当地方の文化を考えるとき看過できないことであろう。

出土する遺瓦によってその俤を伝えている法恩寺である。 原郡を中心とする西摂地方の古代文化史上特筆に価する。 奈良時代初期にこの地に大伽藍をもつ寺院が存在したことは芦屋市の歴史にとって重要であるばかりでなく莵 それは今日わずかに西山町西ノ坊にあるその故地から 法恩寺の名は文献上では摂津志に 「法恩寺在葦屋村、

い記録とするにすぎないので厳密には芦屋廃寺とよぶのが正しい。 有三好長慶文明年中喜捨文」と記してあることによって、 文明年間 しかし猿丸吉左エ門氏所蔵の元禄五年(一六 (一四六九 ――一四八七)に遡るのを最も古

九二)一〇月一一日の「寺社御改委細帳」

に

同村長福寺支配薬師堂

敦地 西東合弐間、南化合間一、塩通山法恩寺 弐間半四方、ほうぎゃう作り、やね瓦ふき

火燈

宗猒

敷地 西東拾弐間、南北拾間

境内 東西五間半、南北拾九間

馬場

拾壱間、

横幅壱間

右薬師堂塩通山法恩寺は、 行基菩薩之開基、 其後在原之業平加藍建立之所に、 弐百五十年以前焼失仕由申伝候

其後少之堂を村中として建置、同村長福寺支配ニいたし置候

と記され、 当時ささやかな薬師堂のみとなって長福寺 (現在の安楽寺) の支配をうけていた法恩寺の縁起が、

遠

六七

律

令 時

代

の

昔

屋

から、 く奈良時代に始まると伝えていたことがわかる。又この薬師堂について摂津名所図会には「寺を塩 一応この伝に従って法恩寺(名所図会は報恩寺と記す)址として差支えないであろう。 いにしへは伽藍魏々たり、 後世廃して一宇となる」とある。 寺址はこの薬師堂のあった地点の近傍である

搬を予定されていたが幸いに残された事情を物語る。 中に十字を入れた記号が刻されてある。 径三一糎、 るのと、 礎石の類は井堰修繕の際に多く運び去られたといわれ、 こうして郷土史家の著目するところとなり、 の規模を明らかになし難いのは遺憾である。 出土を見た。このような事情で奈良時代に伽藍の存在したことを証する多数の遺瓦が世に知られ あつめるに至った。その後、 の注意をひき、 の発見は明治四一年にこの地を開拓して宅地としようとしたとき、 杤木氏邸内に、 深さ一六糎の柱孔があり。 その発見地点の発掘を行ったところ、 もと薬師堂のあった地点に一、 昭和八年頃寺址の地が杤木順作氏の有に帰し、 奈良時代初期の心礎 これは大阪城築城のときこの地方の巨石を採り集めたときの記号で、 遺瓦を採集するものもあって、 心礎は径一三〇糎、 奈良時代の様式を示す遺瓦破片を発見したのにはじまる。 邸宅工事中に発見されたもの一○を残すのみで伽藍堂塔 いま塔心礎と見られるものが猿丸氏邸内に保存されてい (図版第13写真) 高さ約五○糎のほぼ五角形の自然石で、 石棺の蓋を掘出したのが神戸史談会員 の形式を示している。 本寺址出土瓦は古瓦研究家の関心を 邸宅建築工事が行われた際に遺瓦の なお表面に円の たのであるが 中央に 運

こで採集した遺瓦と邸宅工事中に発見したものとが一括保存してあるのでほぼその全容を知ることができるのは 遺瓦も散佚しているが、 猿丸家に創建時代のものが保存されているのと杤木家に神戸史談会福原潜次郎氏がこ

幸いである。 遺瓦のうち最も年代の古く、 製作優秀なものは左の二例である。

複瓣蓮華文軒丸瓦の一

盛り、 構を偲ばせる貴重な資料である。 おける厚さ三・六糎を測る。 中 ·央に大きく且盛り上った子房をおきその面に大粒の蓮子一八顆をつける。 高さをもたない外縁に面違彫の鋸歯文をめぐらし、 奈良時代前期の様式でいわゆる法隆寺瓦に類し、 但しこの軒丸瓦と対となる軒平瓦が見出されていない。 本寺の創建年代と堂宇の結 面径一八・ (図版第14 八 糎、 の 1 子房部

豊満華麗な八葉の複瓣蓮華文を

二 複瓣蓮華文軒丸瓦の二 おく。面径一七糎、 をもたない複瓣蓮華文 子房の径六糎、 (推定一二瓣) 外縁内側斜面に繊細な鋸歯文をつけ、 子房部における厚さ二・四糎を測る。これも亦奈良時代の初期の を置き、 子房のうちにそれぞれ一重の小圏をめぐらした一三の 内区との間に珠文帯をめぐらし、 内区に界線 >様式で 蓮子を

優秀な瓦である。

これに対応すると思われる軒平瓦の断片は見出されるが全形を推

し難い。

図版

14

Ø II

室町時代まで伽藍の姿を保っていたが、 っては鎌 瓦は様式上軒丸瓦七種、 倉・ 室町 時代のものを含む。 軒平瓦一一種に分類され、 戦国動乱の時代に、 すなわち創建以後、 年代は奈良初期よりその末期乃至平安時代初期のものから この地方で行われた細川両家の争乱の際に兵火の災 修築や増築が行われたことを物語 いてい る。 恐らく

名に なお瓦 西西 の ノ坊」 他に磚 一寺田」 が出土し西宮市吉井良尚氏の所蔵となっていることは注意すべきであろう。 があって、 法恩寺に関連があることを思わしめる。 また旧芦屋 行村 の字

衰滅の勢をとどめ得ず、江戸時代に入って薬師堂一宇を残すに至ったものであろう。

に遭って焼亡し、

ていない。 本寺址は貴重な遺 住宅が櫛比している今日、 )跡であるにかかわらず、 既に調査の時機を失しているがなお今後の調査に期待したい。 学術的発掘調査が行われていない いので明 確 罪な遺 構が今日まで検され

律

令

時

如来像が、 法恩寺に安置された仏像も創建時代のものはもとより、 東芦屋町 の薬師堂に移されてあるに過ぎず、 それも当初のものでない。 後代のものを含めてすべて失われ、 遺瓦の美術的優秀さから、 薬師堂安置の薬師 堂

塔やそこに安置された仏像の俤を想像する他はない。



(九八五-

-九八七) この像は

恵心僧都

が在  $\Xi$ 

阿保親

南

口碑によると

打出観音堂の本尊木造十一面観音立

観音堂は打出天神社境内にあり、

市内にある仏教美術中注意に価する作は

る。 らこの像を刻んで村民に托したという。 に参拝し、 原業平の遺風を慕って来遊し、 寛和年中 山神宮寺と称する。

その荒廃しているの

を慨いて自

寄

補の部分が多い 木造で像高一・一 が、 四米、 仏 身 両手肩先はじめ後 相 好 の 彫 畄 に平

或いは他から移されたの

か明らかで

ないが、 古代末期に遡る文化財の存在を指摘しておく。 註(5)

木像は最初から観音堂本尊であったのか、

安時代末期の様式が認められる。

註 (1) 莵原郡の条里は吉井良尚氏が兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告第一 輯に登載した 「武庫郡の条里」

- ② 吉田東伍、大日本地名辞書、武庫郡宿川及葦屋郷の項
- (3)があるのではなかろうか。 氏の被官でのち摂津を領した三好氏が寄進を行うことはあり得ることがらであるから、年代の誤りもしくは名の誤り 三好長慶は大永から永祿に至る間の人であるから文明はその生前約五〇年に当り、 この記事は疑わしい。 しかし細川
- (4) 法恩寺の瓦については左の参考文献がある

田沢金吾 「法恩寺趾と古瓦」雑誌「郊外生活」第二篇第三号

摂河泉古瓦様式分類の一試企(東京考古学会 考古学評論第三輯「仏教考古学論叢」昭和一六年五月刊!

(5) 本像については左の参考文献がある。

藤沢一夫

武藤誠 打出観音堂の十一面観音像 (兵庫県史蹟名勝天然記念調査報告第一三輯 昭和一一年刊

## 三 宮廷貴族と芦屋

然のままのたたずまいを示していた往時の風光は一層すぐれていたに相違ない。 た平安時代に、 の風景を賞し、 のままの景観が損じた今日でもなお豊かな風光美に恵まれているのであるから山の姿や川の流れ、 とは今も昔も変らない。 名勝芦屋 芦屋地方が気候温和である上に、六甲山麓の景勝の地を占め風光明媚なことに於て卓越しているこ 風雅を愛すること一入深かった貴族が、 また時には都より遊楽の行をこの地方に試みたことは想像に難くない。 住宅が櫛比し、 芦屋川に護岸工事や砂防工事が行われ、 都に近い観光地としてこの地方に親しみをもち、ここに 都人が西国への往還の路次、こ 海岸には防潮堤が築かれて自然 ことに平和のうちつづい 海岸の汀が自

宮

廷

貴

族

と 昔

屋

旅寝の幾夜かを重ね、

或いは別業を営み、

和歌風流を楽しむもののあったのは当然のことであるといえよう。

海原の景観に接するのはこの地であったから、格別深い印象を与えられたと思われるのも、 きに記したように、京都から西南に途をとって西に向うとき、はじめて潮の香をきき、波間にうかぶ漁舟を望み 宮廷貴族がこの地を

ながく名勝芦屋が宮廷貴族の風雅心に大きい位置を占めていたことを示すのである。

愛した理由の一つと考えられる。平安時代以降歴代の和歌集に芦屋地方の名勝を詠じた和歌を多く見出すのは

在原業平と芦屋 芦屋の名が最も早く文学の上にあらわれるのは伊勢物語の左の一段である。

昔男、津の国むばらのこほりあしやの里にしるよしありて、いきてすみけり。 (蒐原) (郡) むかしのうたに

蘆のやの灘の塩焼いとまなみ つけの小櫛もさゝてきにけり

そびありきて、いざこの山のうへにありといふぬのびきのたき見にのぼらんといひて、(布引滝) かゝる水、せうかうじばかりのおほきさにてこぼれおつ。そこなる人にうたよます。このゑふのかみまづよむかゝる水、(小柑子) たらんやうになん有ける。さる滝のかみに、わらふだばかりにてさし出たるいしあり。その石のうへにはしり たき物よりことなり、たかさ廿丈ばかり、ひろさ五丈余ばかりある石のおもてに、しろききぬにいしをつゝみ をたより、ゑふのすけどもあつまりきにけり。この男のあにもゑふのかみなりけり。(衛府佐)(衛府佐)(行平)(衛府督) とよめるは、この里をよめるなり。 我世をはけふかあすかとまつかひの涙の滝といつれ勝れり。 こゝをなんあし屋のなだとはいひけり。 (溝) 此男、 なま宮づかへしければ、 その家の海のほとりにあ のぼりてみるに、

つぎにあるじよむ。

ぬき乱る人こそ有らめ白玉のまなくもちるか袖のせはきに

とよめりければ、かたへの人わらふにや有けむ。この歌をよみてやみけり。

かへりくるみちとをくて、うせにし宮内卿もとよしが家のまへすぐるに日くれぬ。 やどりのかたを見やれば、

あまのいさりする火おほくみるに、このあるじのおとこよむ。

はるゝ夜の星か河辺の螢かも我すむかたの蜑の焼火か(あま)(たくひ)

もいでて、うきみるの浪によせられたるをひろひて、いゑにもとてきぬ。女がたより、そのみるをたかつきに(浮海松) (清本) (高水) (高水) とよみて、みなかへりきぬ。そのよみなみの風ふきて、なごりのなみいとたかし。つとめてその家のめのこど(南)

もりて、かしはおほひて出したり。そのかしはにかくかけり。(檞)

ゐなかの人の歌にては、あまれりやたらずや。

わたつ海のかさしにさすと祝ふもゝ君か為には惜まさりけ

勢物語の記述は単なる仮空の説話ではなく事実にもとづく敍述と見ることができるのであって、 原一族の人々によって編集され、業平の歿後六○年─九○年の間に成立したとする説が有力である。従って、 見ていない。著者を業平とする説もあるが、業平の自撰私家集である業平歌集を根幹として業平に関係の深い在 のであることも記すまでもない。しかしこの書の成立経過や年代、作者については古来諸説があってまだ定説を 置を占めていること多言を要しない。平安時代宮廷貴人として最も著名な在原案平の作歌を中心として古歌を交 伊勢物語は平安時代に隆盛を見た物語文学の先駆をなす重要な著作であって、日本文学史上に極めて大きい位 個々の歌の詞書や伝説をあやなして一篇の歌物語に集成し、業平の風雅な生活をその一つ一つに偲ばせるも 前記め芦屋の里 伊

て客人をよろこばす情景は、この地方の生活を常にいろどっていることがらであるなど、この一段の敍述には真 火をながめる情趣や、夜半南風強く、浜辺に打ちあげる浪が残して行った海松を、翌朝漁夫の女共が拾い 貴紳がここに記されたような行楽を試みることは充分あり得ることであり、たそがれどきに山麓から大阪湾 の に関する記事の如き、 焼…」の歌は「はるゝ夜の……」の歌と共に名勝芦屋を詠じた秀歌として最も有名な歌となった。新古今和歌集 実性に富むものが見られ、恐らく事実にもとづく記述であると思われる。はじめに掲げてある 丁度一日の行楽に相応しい位置にあってその頃既に名所として知られていたことを思うとき、 )里の海辺に居を構えていたが兄の衛府督行平をはじめ衛府佐在官の人々の来遊を迎え、布引の滝 を見物に行き、夕暮時に海上に点々と浮ぶ漁火を望みつつ帰来する記事であるが、 ある程度史実として扱って差支えない性質のものであると思われる。すなわち業平は芦屋 布引の滝が芦屋 芦屋 蘆の の里を訪れた (神戸 屋 0 灘 あ 地 市 の漁 つから 生田 0 塩

されたために、 所伝を生じるに至るのである。 これまた永く且ひろく国民の間に尊重され愛読され来った書である。この書に芦屋の里における業平の事蹟が記 する同情から、 皇子阿保親王の第五子という高貴の身でありながら藤原氏のために不遇な境涯を送った悲運の人であることに対 業平は歌人として著名であるばかりでなく、その体貌の麗質と放縦な性行に対する魅力に加えて、平城天皇の 名勝芦屋は業平ゆかりの土地として一層有名となった。そして業平と芦屋の関係につい 後世まで永く且ひろく親愛感をもたれている人である。 業平の仮寓がいかにして何処に営まれたかは厳密な史学の立場からは容易に明ら 一方伊勢物語は歌物語の代表作として、 · て種 . の

(巻第一七雑歌) 中にこの二首が業平朝臣作歌として収められている。

り、 会の絵図には西芦屋にその位置を示しているが、もとより伝承によるのである。 に芦屋郷をさしたのではなく、芦屋郷を含むこの地方の総称と解せられる。 であろう。 縁故があったのではないかとの推察がなされる。 かになし難い問題であるが、 また父君である阿保親王がこの地で薨ぜられたとの伝えもあって、 近世 の地 誌はその宅阯のことを「業平朝臣仮居古迹」とか「在原案平別荘古蹟」 この地が行平朝臣の領地であった故にここに別業が営まれたのであるとの伝承があ しかしその屋敷の位置については確証を得難い 在原家とこの地方との間に何 なお、 芦屋の里とあるの と記し、 のが Ť 等 摂津名 しろ当然 か いは厳密 の 所図

を蒙って京に戻った。 弘仁元年 防いだ功績を追賞されて一品を贈られた。 正尹となったが、 総太守・三品・治部卿・上野太守・宮内卿・兵部卿・弾正尹等を歴任し、 阿保親王は平城天皇の第一皇子、 親王が打出の地で薨ぜられ、 阿保親王と芦屋 (八一○) に薬子の変に坐して太宰権帥となって筑紫に左遷され、 この年一〇月二二日薨去、 業平と芦屋の関係は右に述べたように人口に膾炙しているが、 天長三年 (八二六) その廟所が営まれたとされていることは芦屋の歴史にとって重要な事がらである。 桓武天皇の御孫で御母は後宮葛井藤子、 親王は性謙退、 仲平・行平・守平・業平の四子に賜姓を請い在原の姓を賜わった。 御年五 歳であった。 その才は文武を兼ね、 葬日に親王が 承和九年 (八四二) 延暦一一年。(七九二) 十余年を経て天長の初に至って恩詔 膂力に富むと共に絃歌にも妙を 橘逸勢等の変を告げ 遡って業平の父君である阿保 正月上総太守兼弾 に誕生された。 事 を未然に 上

以上の親王の御 :事蹟は続日本後紀の記事によって明らかにされているが、 打出の地で薨ぜられたことについて 得ていられ

七五

لح

筆絹本著色掛絵盧敖松椿図三幅が併せて寄進され現存している。又既に記したように親王御墓所の修復を行った 年今月今日当八百五十年忌, ものと思われる。 ことが工事に際して出土した銅鐸以下の遺物の伝蔵によって知られるが、この工事も恐らく毛利家の寄進による 八百五十回忌に当り、 家は阿保親王の嫡孫大江朝臣音人の裔になるので、親王を曩祖と仰ぎ、 国莵原郡芦屋庄打出村にて薨じ給うと記してある。 二日の日附をもつ「曩祖阿保親王尊廟竹園之伝記」一巻が存し、 は正史に記事がなく、 って知る他はない。 降って天保二年(一八三一)四月二二日には毛利匡邦が住吉内記藤原広定筆の阿保親 親王寺には江戸時代に草された「阿保山親王寺縁起」一巻と元禄四年(一六九一)一〇月二 親王の伝記を編して奉納したのである。この時綱元自ら謹写した金泥心経一巻と狩野 親王の菩提寺として建立されたと伝える打出南宮町にある阿保山親王寺に伝うる文書によ 記此一巻、 以奉納阿保親王古廟訖」とあってその趣旨が明らかにされている。 後者は長州藩主毛利甲斐守綱元が寄進したもので、末尾に 共に詳しく親王の御生涯を記し、 尊崇をつづけていたが、たまたま親王の 承和九年摂津  $\Xi$ 画 河洞雲

あまりこひうけ給ふ尊像となん」と伝えている。 寺と号す。 親王寺建立のことは縁起に「承和十一年甲子年、親王のすませ給ふ地をあらためて寺院を建立し、 本尊は彼親王の安置仏弥陀尊 慈覚大師の彫刻也御長二尺六寸 御在世の内、 仏道に御帰依ましまし慈覚大師を尊敬の 阿保山 親王

寄進している。

王の御廟あり、 本寺の北約八〇〇米、 金銀の金具、 翠ケ丘町にある御墓所については縁起に 七宝の珠玉等今に出るとなん」とのみ記してあって、 「此寺のほとりに東西堀をかまへ其 当初の墓域の形状はもとより 阿保親

れる。 明門改造、 を営み、 江戸時代の状況も審かでない。既述の如く古墳群の存した地に、恐らくはそのうちの一つの墳丘を利用して瑩域 明治維新までは親王寺が管理していたが、 親王塚と称したのが毛利家による改修工事などによって次第に墓所の形態を整えたのであろうと推察さ 周囲土堤築立等の工作が施され御墓の尊厳を加えて今日に至っている。形状・面積については既述の 明治八年八月一九日、 阿保親王墓として御治定あり、 その後神

通りである。

が宝永七年(一七一〇) 原行平が仁和三年 ぬことではあるが遺憾である。伝承には上記の他に元禄一四年 親王が打出で薨ぜられたこと並びに御墓の由来については史料によって考証することができないのは止 (八八七)須磨に配流されたときにこの廟をここに遷されたという伝を記してある。 の兵庫名所記にも見える。 この地方に行平或いは親王の所領地があったとの伝承と共に (一七○一)に作られた摂陽群談の陵の 部に、 同じ伝説 むを得 在

注意すべき口誦であると思う。

という地名が附せられた例は福岡県遠賀川河口の芦屋町の如きがあるから、 詠 地方の情景を詠じた和歌が多く作られた。 元来芦屋という名は、 しみ深い歌名所となっていたようである。 題は芦屋の里をはじめ、 文学に現われた芦屋 芦の生繁る河口なぞの低湿地を意味する普通名詞であり、 伊勢物語に芦屋の里が歌題となってから、歌名所として著名となったものの如く、 芦屋の浦 歌集に収められたものの他になお無数の詠歌があったことであろう。 勅撰和歌集のうちに見出される和歌のみでも左記の如く多きを数える ・芦屋沖・ 芦屋の海士などで、 これらは当時の歌人にとって最も親 芦屋の文字を含む歌をすべて当地を このような地形のところに芦屋

宮廷

安二年(一一七二)一〇月に藤原俊成を判者とする歌合が行われているが、このようなときに芦屋の風物に親し がかれ、この地を写生するこころで作歌せられたことと考えられる。ここから程遠からぬ広田神社社頭に於て承 たものとも云えない。しかし風趣に富む芦屋の風景一般を歌題とする場合に、その代表としてこの土地が頭にえ 詠じたものとは断定できないし、又当時の歌人の常として作歌のすべてがこの地を踏んで実見したところを詠じ く接した人々もすくなくなかったと思われる。 勅撰和歌集の撰進年代順に列記しよう。

後拾遺和歌集 (応徳三年─一○八六─藤原通俊撰上)

津の国へまかる道にて

あしの屋のこやの渡に日は暮れぬいづち行くらむ駒にまかせて

能因法師

新古今和歌集(元久二—一二〇五—藤原定家等撰上

いさり火の昔の光ほの見えてあしやのさとにとぶ螢かな

蘆の屋の灘の塩やき暇なみつげのを櫛もさゝずきにけり

在原業平朝臣 摂政太政大臣

(藤原良経

新勅撰和歌集(貞永元年—一二三二—藤原定家撰上

久安百首の歌奉りける旅の歌

遙かなるあしやの沖のうきねにも夢路は近き都なりけり

続後撰和歌集 (建長三年——二五一—藤原為家撰上

とへかしな芦屋の里のはるる夜に我すむ方の月はいかにと

皇太后宮大夫俊成

少将内侍

### 文保の百首の歌奉りける時

芦屋がた月澄むかたの浦風に海士のたく火の煙だになし 津守国冬

続古今和歌集(文永二年——二二六五 一藤原為家撰上)

名所の百首の御歌の中に

あしの屋の灘の塩屋の天の戸をおし明け方ぞ春は寂しき

建仁元年五十首の歌合に

いつもかくさびしき物か津の国のあしやの里の秋の夕暮 千五百番歌合によませ絵ひける

蘆の屋のなだの塩くむ海士人もしぼるに袖の暇なきまで

明けわたるあしやの浦の波間よりほのかに廻る紀路の遠山

続拾遺和歌集(弘安二——二七九—藤原為氏撰上)

弘長元年百首の歌奉りける時、 五月雨を

濡れてほす隙こそなけれ夏がりの蘆屋の里の五月雨

百首の歌の中に

新後撰和歌集 (嘉元元年—一三〇三—藤原為世撰上)

宮

廷 貴 族 ح 昔

屋

ほのぼのと我住むかたは霧こめて蘆屋の里に秋風ぞふく

順徳院御歌

従二位家隆

後鳥羽院御歌

前大納言為家

衣笠内大臣

前中納言定家

の頃

八〇

くれぬとて我がすむ方に帰るなりあしやの沖のあまの釣舟 前内大臣

慣れにける芦屋のあまも哀なりひと夜にだにも濡るゝ袂を

順徳院御製

新千載和歌歌 (延文四年—一二五九—藤原為定撰上)

きつゝなけ我がすむ方の友ちどり芦屋の里の夜半のかりねに

冝秋門院丹後

新後拾遺和歌集 (元中一一三八四—藤原為遠同為重撰上)

建保の百首の歌奉りける時

難波女のすくもたく火の打しめり蘆屋の里に春雨ぞ降る

正三位知家

新続古今和歌集(永享一〇年—一四三八 —藤原雅世撰上)

春は又我が住むかたに帰るなりあしやのあまの衣かりがね

浦風もわが住むかたの夜寒きあしやの里に衣うつこゑ

後亀山院御製

権中 納 言 雅

勅撰歌集に漏れたものは、 夫木和歌集 (延慶三年─一三一○─藤原長清が勅撰集に漏れた歌を古来の家集、 私

螢飛ぶあしやのうらにあまのたく一夜もはれぬさみだれの空

歌合などから集めて撰した私撰家集)に左の秀歌を見出す。

撰歌集、

こよひわれあしやのおきの月をみて鹿の音さそふ嵐をぞきく 朝ぼらけあしやの沖をゆく舟のよそ目は鴨のゐるかとぞみる

夕されば芦屋の沖に風すぎて生田の小田もほなみ立けり

為 家

公

通

後鳥羽院

実 家

時頼を宿した縁によって、 若が相続したが、 冏 もとづくのである。 る西芦屋に月若宅址と伝えるもののあることを江戸時代の地誌が記し、 んで生まれた伝承である。 一部の原作を後世改作したものとされ、 へ行って業平に逢い、 時代の文学に限を転じると、業平に取材した「雲林院」と芦屋を舞台とした「藤栄」 叔父藤栄のためにその領をすべて横領され、 中世に行われた時頼廻国伝説の一で、 伊勢物語の秘事を聞く物語である。西芦屋に公光第と伝える所があるのはこの物語に因 藤栄の非行が明らかにされて罰せられ、月若はその本領を安堵されるという物語 藤栄は作者未詳の曲で、 芦屋の里の公光という者が、 芦屋の地頭藤左衛門という者があり、 史実とはなし難い。 海人の子に成り下がった。一夜修行者実は最明寺 伊勢物語を愛誦して霊夢を蒙り、 いま月若町の名が存するのはこの伝承に 歿後その所領を がある。 雲林院 京都雲林 子月 こであ は世

囚縁も明らかでないが芦屋川東畔にその墓と伝える古跡があり、 もあり、 人口に膾灸しているが、古来その伝を審にしない。 なお歌人として有名な猿丸大夫ゆかりの古跡が本市にあることをここに記しておく。 百人一首にその作とされている「奥山に紅葉ふみ分けなく鹿の声きく時ぞ秋は悲しき」の一首があって 又平安時代初期の人であるともいい年代も明らかでなく、 聖徳太子の子山背大兄王の第三子弓削王の別名であるとの伝 摂津名所図会に左の如く記されてい 伝説的歌人である。 芦屋の地と猿丸大夫との 猿丸大夫は三十六歌仙

右に大夫と鐫たり。 (丸大夫古墳 東芦 屋 近年此辺より掘出せしとぞ。 一の西、 芦屋川の傍にあり。 又西芦屋里に猿丸吉兵衛と名乗る民家一戸あり。 高三尺許幅弐尺許。 御影石にして中に六字名号、 何れ 左に猿 ŧ 旧記

宮廷

族

لح

なし。其証分明ならず。 摂津志日芦屋里在原氏別荘の宅址を、土人呼んで猿丸大夫が旧第なりとぞ。これ又詳

東芦屋町にある天神社 (現称芦屋神社) は、猿丸大夫を配祀していて、里人に猿宮とよばれていた。

ならず。

このように文学に縁のある古跡の多いことは本市の特色といってよいであろう。

## (四) 芦屋地方と荘園

往来が集中したところであったから、早くからいわゆる先進地区であった。農業経営も早くから進み、 上に院宮領なる皇室領や摂関家などの貴族所領があって、いずれもここにその権益を設定していたらしい。 田化し、 った。ことに今の阪神地方は九州太宰府に通ずる重要幹線に沿い、 荘園制の進展と葦屋荘 古代末期に荘園制が進展すると共に、この地方の領有形態は細分化し、 津の国は古代、 摂津職が置かれたところで、 九州・四国・中国地方の調庸の輸送と官吏の 京師と同様に特に重要視された地方であ 社寺所領の荘園も錯綜 かなり熟

財産として後院領 み、 んど見るべきものがなく、 しかしわが芦屋地方に関しては古代末期から中世初期にかけての荘園に関する記録・古文書等が湮滅してほと かつ豊沃な地方であったため、早く皇室領として宮田に指定され、 (後院とは天皇が譲位後に仙洞領となるべき場所を予め定めて準備したもので、その領地をま いまその領有関係を明らかにしがたいものがある。思うにこのあたりは農業経営が進 勅旨田、 御厨等が設けられ、 後には皇室

文書) 記録の中にも葦屋荘が見られ、 た後院領ともいった)等に定められていたのかも知れない。それは葦屋荘についていえば、長講堂領目録 には、 六条殿修理間宛、 更に時代は室町時代中期と推定される「摂津国寺社本所領并奉公方知行等」と題 同北面屏 の修造料所としての摂津葦屋荘を指摘することができるが、また伏見宮 (島田

するものに、摂津方面で次のような諸荘をかかげている。

摂津国寺社本所領并奉公方知行等

一、相国寺領 中庄 不知行

大智院領

花枝

当知行

一、雲頂院領 昆陽寺庄西方 但代官職押領

一、同院領 中条枝筒内分 此内三名当知行其外不知行

一、同雲沢軒領 昆陽寺内加地子 不知行

同富春軒領 都賀庄内下司公文名并摩耶山別当職同宝泉寺領田畠散在等 不知行

一、大徳院領 橘御薗地頭職并散在 当知行

一、同寺領 五箇庄并多田庄内阿古谷 不知行

宝幢寺領

吹田庄倉職

当知行

、等持院領 瓦林散在 不知行

、宝筐院領・木工庄 当知行

、養徳院領 住吉郡五ケ庄内散在 不知行

一、南禅寺雙桂庵領 兵庫上庄内末弘名田畠 不知行

一、同瑞雲庵領 山田内小橋分

一、雲居庵領 杭瀬庄 不知行

一 雪月屏台 村沙月 ラダイ

嵯峨明白庵領

能勢郡見性寺分并怒田孫太郎跡等

不知行

一、同善祥寺領 中嶋内宮原南方 不知行

、建仁寺領 利倉庄領家職 不知行

、同大統庵嘉隠軒領 耳原庄 不知行

一、清住院領 浜田庄一円号妙王同蓬川橋賃并持地院念仏寺等 不知行

一、同院領 顕性寺 喜法寺 当知行

一、同霊泉院領 照覚寺 当知行

、同広灯庵聯燈軒領 芥河観恵寺并散在 不知行

、詳雲院領 住吉田畠散在 当知行

、東福寺領 頭陀寺 不知行

、同海蔵院領 武庫郡弘井庄西宮報国寺 不知行

、伏見大光明寺領 葦屋庄 不知行

北山霊鷲寺領 久代村 当知行

八坂法観寺領 梅津長福寺領 樋口村 松林寺同寺領 不知行 不知行

大歓喜寺領 安井殿敷地 不知行

清水坂宝福寺領

土室庄并末寺自得庵領所々散在等

不知行

大詳院領 奈佐原庄 不知行

報慈院領 西五百住 当知行

実相院門跡領 正木庄 当知行

御室領

音羽村泉原村福井庄宿庄五百住等

不知行

浄土寺門跡領 橘御薗本役 不知行

南都尊勝院領

椋橋庄

不知行

蓮華王院領 小屋上分米并野間村時友名 当知行

春日社債 六車郷菅井村熊野田村 不知行

高野金剛三昧院領

小真庄

不知行

北野営寺領 吉田社債 牧内岸部勝路村 榎並上庄四分壱地頭職号高瀬 不知行

同下庄東方地頭職号今養寺

并郡戸庄地頭職

不知行

芦 屋

地

方

لح

荘

袁

- 一、関白家領 行恒名并大原庄仲牧 不知行
- 条左大将家領 福 原庄 年貢難渋云々 次当庄検断人足同公文職等 不知行
- 一、九条前関白家領 輪田庄 不知行
- 三条侍従中納言家領 院御庄内 溝杭・茨木・鮎河・ 戸伏 富松庄 不知行
- 鳥丸家領 神内関 **莵原庄内武者春名同** .細見孫 左衛門尉跡等 不知行
- 一、松木兵部卿家領 高槻内藤大納言位田 不知行
- 宫務雅久宿称知行分 能勢郡採銅 所東郷西郷并天王本役 同津久波保本役 不知行
- 一、高尾張守師為知行分 井戸庄内須磨関 当知行、但違乱在之
- 竹藤右京進親清知行分 泉部庄下司職并生田社職等 不知行 (郎氏記述内閣文庫本古文書による、)関西学院史学第二号所載永島福太

った。 供料となるべき所領が長講堂領である。 堂領の一部ではなかったかと考えしめるものがある。 かった。 心とした荘園であった。 置かれた長講堂に附属した皇室領地で、 皇室領葦屋荘 後白河院崩御後はこの その後これは皇女宣陽門院に伝わり、 さて葦屋荘 院政時代では院の勢力はほとんど絶対的で、 領所を伝領することをはかり、 (芦屋荘) その後、 中でも歴史で有名なのは、 についてはその以前、 さらに後深草上皇の手に渡り、 この後白河院長講堂領は、 元来、 長講堂とは法華長講三昧堂の略称でその法華長講の あるいはその分配にあずかろうとして争うものが多 鎌倉時代から皇室御領であり、 後白河天皇の御所であった京都六条殿の その所領も諸国にまたがり広大なものであ 後白河院を本所とした後院領等を中 つづいて伏見院・後伏見院に引き カコ  $\mathcal{O}$ 有名な長講 中に

つが :れ永く持明院皇統の管領するところとなった。さてこれらの諸荘園の内、昆陽・都賀・橘・瓦林・兵庫上・

語で、 杭瀬 行地といった。この不知行地はある条件の下にもとの占有の権利を復活する効力の存するものであった。 る。 によってこれら貴族の所領荘園が崩壊しつつあったことを物語っている。 しかもいずれも不知行地であったことから、この地方が一五世紀頃にはしだいに在地の名主や大名等の抬頭 一たんある土地を知行しても、 弘井・福原・輪田 莵原荘内武者春名・能勢郡東郷・ なんらかの事情で客観的に知行の事実をなくすることがある。これを不知 西郷等の地名は今の阪神地方に包括されるものであ 元来、 知行とは土地の直接支配を示す 寺社本

後白河法皇領掌の長講堂領荘園の目録は今伝わらないが、 応永一四年(一四○七)三月院庁宮前筑前守益直注

在地の名主・大名等の実力者に侵害されて有名無実となりつつあった。

所領にはいかなる場合も不知行地として当知行者に讓り渡すことは禁ぜられていた。しかし中世末では実際には

進の長講堂領目録が今に存し、 ほぼ後白河院の時代と同じ内容をもっもののように考えられる。 それによると

#### (上略

宣陽門院御領目録

長講堂領

略

摂津国葺屋荘 大光明寺

年貢米百石

昔 屋 地 方 لح 荘

袁

〒

とある。この葺屋荘の「葺」の文字はなお研究を要し、 は葦屋荘の誤写と思われないでもない。すなわち、さきに掲げた内閣文庫本古文書の 判定しがたいものがあるが、 他の文書と勘合してあるい 「摂津国寺社本所領并奉公

人方知行等」と題する室町時代中期の文書によると、

一、伏見大光明寺領 葦屋荘 不知行

で伏見院皇統で厚く信仰された名刹であって、大光明寺領は崇光院の子孫に伝領されたところであった。 と記されている。大光明寺はいうまでもなく、大光明寺陵すなわち北朝崇光院の陵墓のあるところで、中世末ま

三)二月の頃の北野神社文書には次のごとく記されている。 北野社領葦屋荘 また阪神地方には、多く大和春日社兼興福寺領の荘園が多かったが、ただ文明五年(一四七

北野社領諸国所々目録

中 略

摂津国葦屋荘

(後 略

古代における莵原郡葦屋郷は今の田辺・北畑・小路・中野・森等の地域が含まれ、他の住吉郷に野寄・岡本・

に芦屋荘として史料に散見するようになった。その後北野社領となった事情はいま詳かにすることはできない。 田中等が当り、 佐才郷は田中の一部を含んでいたとも考えられる。この葦屋郷名が中世になって荘園の成立ととも

西分および郡戸荘(いずれも不知行地)を領していることが記してあるが葦屋荘に関する事情は知るべくもない。 なお摂津社領人給分等と題する中世末の文書(小野晃嗣氏所蔵文書)では、 北野社が摂津榎並荘上東西分・下東

# 五 南北朝動乱と芦屋地方

わち、 とと思われる。 帯となったのである。 圏に入れることが第一 で明ら 戦塵の禍中に入るを免れなかった。 ぶ中国街道の路線の中央を占め、 戦略の要地芦屋 芦屋地方が西国街道に隣接し、 かでないが、この地方に行われた戦闘は、 平和な景勝の地として都人に親しまれた当地方も、 このため営々として農耕にいそしむ地方農民は、 条件であった。 九州・四国・中国の勢力が京洛を制するには、まずこの摂津川辺の平野を勢力 当時の芦屋地方在地の政治的勢力の動向については徴証すべき史料がないの また、 従って芦屋の地はその争奪のため、 中世における最も重要な港津たる兵庫の津と、 この地域が地理的に重要であったことによると思われる。 ながい間にわたり戦禍に苦しめられたこ ひとたび国をあげての動 しばしば南北 両軍等の 尼崎・難波津とを結 衝突する激戦地 乱の世となると すな

月、 る京都六波羅府の大軍と播磨を地盤とする赤松円心則村の統卒する諸軍勢との合戦、 芦屋地方を舞台として展開された戦闘 楠木正成らが足利尊氏軍を破った打出・ の中、 西宮浜の戦、 最も著しいものは、 さらに観応二年(||三五|) 二月の足利尊氏・直義の打 元弘三年 (正慶二年) ついで延元年 閏二月、 鎌倉幕府に属す

出浜合戦等で、そのほか南朝側の楠木正儀と北朝側の足利義詮の党赤松光範との間に闘われた文和元年 一一月・貞治元年 (一三六二) 九月の戦などもこの附近でくり返されたものであった。

崎合戦、 戦が行われた。 太山寺衆徒と結んで東上し、京都六波羅府の幕府軍と戦い、 の令旨に従って挙兵すると共に、 大塔宮護良親王は諸大寺の僧徒等をうながして味方に引き入れたが、その時、 赤松円心・太山寺衆徒の戦況 翌三月一日には摩耶山合戦が行われ、この月の半ばまでに京都に進撃した。この 鎌倉時代の末、 播磨の太山寺 (神戸市垂水) 後醍醐天皇が鎌倉幕府討伐の企を進められたとき、 元弘三年閏二月一五日には兵庫合戦、 の衆徒もこぞって赤松氏に加勢した。 播磨の豪族赤松円心則村が大塔宮 間、 芦屋地方で激し 二三日には尼 そこで円心は 天皇の皇子

に逃れたのである。 惶として丹波に走りついで摂津に入った。 に属する新田義貞・楠木正成・北畠顕家らは力を合わせて、同二七日尊氏軍を京都附近で破ったから、 なく尊氏の背反によって天皇政治も挫折し、 楠木正成・足利尊氏軍の打出合戦 ついに尊氏・直義は鎌倉から進んで京都に向って進撃し、やがて延元元年正月一一日入洛した。そこで天皇 ついで二月一一日、 打出における大合戦となった。かくて尊氏は敗績をかさね、 その後、 この時、 再び戦乱がくり返された。 後醍醐天皇のいわゆる建武中興の事業も一旦は成就したが、 正成等の軍はこれを追撃して摂津芥川 しかし諸国すでに尊氏に応ずるものが 兵庫から海を航して九州 (旧豊島郡)・ 尊氏は倉 西宮にい まも

この時の様子は太平記十五に詳かに記している。 足利直義は義貞らの軍と豊島河原に戦い、 正成に背後を脅か

行われたことが想像せられる。 この時の軍忠状が今に多く存しているが、 機をうかがっていたが、 四国の諸勢も二分して思い思いに一方に味方したらしい。 処に、二百余艘は楫を直して兵庫の島 されて一たん兵庫に退き、義貞らはこれを追って西宮につき、直義も湊川に陣をとったが、この折、「同七日の 遙の澳を見渡せば、 直義みずからは打出に陣を構え、 大船五百余艘、 へ漕入、三百余艘は帆をついで西宮へぞ漕寄ける」という有様で、 討死または戦傷したものの多いことから見ても、 順風に帆を挙て、東を指て馳たりける。 かくて足利軍は西宮小清水 正成らの軍の痛撃をうけて兵庫に敗走したのである。 (越水) の形勝によって戦 何方につく勢にかと見る はげしい戦争が終日 九州

なり、 また太平記に詳しく尊氏の部将薬師寺次郎左衛門公義のごときは、 に要撃されあえない最後を遂げたのである。 とって返しては戦ったといい、激戦がくりかえされたが、結局尊氏側の惨敗に終り、 氏は京都をめざして兵庫に至り、二月一七日、これを迎える直義の軍と打出浜に戦をまじえた。 足利尊氏・直義の打出浜合戦 ようやく和睦成って二六日には尊氏は兵庫を発って上洛したが、その日師直・ 将士の直義方に降るものも相ついであらわれ、 一時南朝に降って、 観応二年正月一六日には京都に攻め入り、 足利直義は執事高師直 尊氏も一時は自殺を決心せねばならないほどであった。 ・師泰兄弟が権威を弄したことなどから兄尊氏と不和と 打出浜の東より御影浜の松原まで、 尊氏を丹波・播磨に走らしめた。 師直・ 師泰は武庫川辺で上杉能憲 師泰も負傷した。 この戦の有様も 一六度も やがて尊

この合戦に参加した両足利勢の中には、 伊丹左衛門四郎宗義 (北河原森本文書) などと称するものの名が見ら

れ この地方の土豪が武力を蓄えしだいに抬頭して行くことがうかがわれ時代の推移を思うて興味深いものがあ

る

## 六 戦国の世と芦屋

や近畿 やむやのうちに終末を告げた。しかし、これよりして幕府の政治的統制力は全く失われてしまって、 つそれを急進せしめた。 年(一四六七)に勃発した応仁・文明の大乱は長期にわたり、これを契機として旧政治機構は解体をはじめ、 剋上の世態はいよいよ露骨となっていった。されば幕府の料所は多くの守護大名の専恣によって押領され、 自はいそいで部下を率いて自分の領国に引きあげねばならなくなったので、 もはや戦争に飽き、かつ疲れてしまった。その上にそれぞれの大名の分国自体に騒乱が波及していったから、 はながくつづき、いつ果つべしとも思われない有様で、 応仁の乱と摂況 の寺社権門の所領荘園もしだいに地方の土豪等におかされ、 南北朝五〇余年の戦乱を経て、 応仁の乱の直接の動機は幕府内部の権力対立から起ったものであるが、 世相はしだいに変転し、ことに第七代将軍足利義政 京都に集まっていた敵味方それぞれの多くの武将たちは 有名無実となりつつあった。 中央における戦闘はいつともなくう その内訌的 いわゆる下 の 心心仁元 闘

で大内義興 幕府 の権力は第一一代将軍義植以後では、 ・細川高国・三好長慶等の実力者の左右するところとなっていった。 ほとんど管領の手に帰し、 はじめは細川政元の手にあったが、 はじめ細川 政元は文亀二年

三好長輝に対抗しようとし、 丹元扶等は澄之の与党をあつめ、 川氏を嗣いだが、これより三好長輝の全盛時代となった。そこでこれを喜ばない丹波守護代内藤貞正、 を養子とし、三好長輝をしてこれを輔佐せしめた。このようなことから細川氏の内部にも分裂を生じ、 これを子孫に伝えたところである。 屋地方の治安にもいちじるしい動揺を与えた。摂津は応安七年(一三七四)に細川頼之が摂津守護となってから 元とが相争い、 前関白九条政基の子澄之を養い、老臣香西元継をしてこれをたすけしめたが、後また細川成之の孫澄元 ついに永正四年(一五〇七)澄之の党は政元を弑し、さらに澄元の党は澄之を殺して、 細川氏の家臣が互に分立して相争うことになった。かくてその争乱は摂津に及び芦 細川氏の一族、すなわち政元の曽祖父満元の弟満国の曽孫政春の子高国を立て 摂津の 澄之と澄 澄元が細 伊

細川氏略系図



大内義興に頼っていたが、 に成と芦屋河原の戦 永正四年 (一五〇七) 一一月、 義興はかような状勢を好機としてとらえ、 これより先、 義植と共に西国の諸将を率いて東上の途についた。このころ、 足利義植は管領細川政元と争って敗れ、 中央京都に進出して政治的 周防山口に走ってその地の豪族 '権威を確立しよ 高国は澄

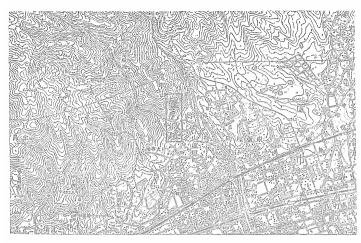
同月、 将軍はもはや実力なくただ虚位を擁するにすぎず、義興が管領として権をにぎった。 元・長輝反対の細川家臣に擁立され、また義興に通じて、 義興らも泉州堺に到着し、 ついで六月京都に入り、 翌五年四月に京都に攻め入って澄元・長輝を追うた。 七月一日義稙は将軍に還補されるにいたった。しかし

このことについては瓦林政頼記 せ、 ためて戦い、 集めて大挙上洛をはかり、 淡路衆の首百余りを討取った。 頼豊・荒木大蔵大輔等の援軍をこれにさし向けた。かくて七月二六日、 ていた。その事情は政頼から高国の許に注進したので、 くて六月六日には、 とした。この地方ではすでに五月一日、 島まで攻めのぼった。一方、これに応じて淡路の細川尚春が兵庫に上陸して灘地方にむかって東進し、 高国は、 鷹尾城をとり巻いて攻めたてたので、ついに一〇日の夜、 これを追討するため摂津勢をさしむけたが、 阿波に走って勢力の回復につとめていた細川澄元・三好長輝らは、 援軍の京衆は芦屋川の河原で戦い、ともに協力して激闘をくり返した結果、 に陣取って、 難勢は細川尚春と協力して再び猛攻を加えて敗れ退き、さらに大規模な攻撃の計をめぐらし 播磨の赤松義村にたよって播磨勢を催し、 しかし、 芦屋の北方高地の鷹尾城にたてこもる高国配下の瓦林対馬守政頼を攻略しよう (続群書類従) 同六日、鷹尾城の政頼と灘五郷の地下衆との攻防戦があり 播磨の澄元方の諸将はこれを聞き、 などに詳細に出ている。 一三日、同国深井の合戦に高国方は破れ、 高国は柳本入道宗雄・波多野孫右衛門元清・ 鷹尾城は落城し、 七月、 尚春らの猛攻に対して、 八月のはじめに播磨を立って押し寄 まず和泉堺に上陸した。 永正八年 (一五一一)、 ついで播磨勢は伊丹へ進出した。 ついに高国方が勝って 政頼は山手をか 澄元軍は大阪中 (後述参照)、 四国の兵を 能勢因幡守 灘の深江

集散地でもあり、

つまり

年貢 ゟ 収 納



山芦屋町地先にその城址が認められる。芦屋川と高座川 (図版第9写真参照) 合流点の北方に当る。

あ

尚

Ш

. の

戦に勝ち、

てい

かし義興等は

いくほどもなく京都に出で、 澄元等をまた四国に追っ

八月一

四

日船

高国と共に、七月一六日丹波に逃れ、

る盛んとなり大挙して京都に向

そこで将軍義植は

澄元等は入京

L

た

なおこの間、

大阪中島に進出してい

た澄元軍は勢すこぶ

出し 細川 はなかった。 は城砦といっても後世のような複雑な構造を有するもので きたものであろう。 摂津豊島地方の豪族で、もと在地の田堵・名主級の歴史といるという。 0 瓦林政頼と鷹尾城 たが、 かしこれら城砦の設けられたところは単に軍事 て鷹尾城を築いたものと思われる。 高国に味方してしだいに勢力をのば この地方を開拓して大名主となって頭をあげて 戦国乱離 この瓦林 の時勢に乗じて土民兵を養 (河原林) もとよりこの 政頼なるも 芦 屋 方面 ¥的設備 É 時代 ので のは に 淮

に都合のよいところで小規模ながら小地域の封建的 として適当であるのみでなく、ここは附近小 支配者の 政治的 地 域 中  $\mathcal{O}$ 心をも 物 資  $\mathcal{O}$ 

強制 政 力が増し、 ちと在地荘民との関係がしだいにうすれてゆくにつれて、荘民すなわち農民の中から上昇してきた名主などの の 意味した。当時、 抑えて地方土豪として知られていたわけである。 家をおいてその居館を固めていた。 ねばならなかった。 輩や、 類のような土豪中心の集落であり、すなわちそこに新しい意味での芦屋村の芽ばえが認められたわけである。 結束を固くしていた。もちろん、 地 それらが武士化するにつれて村落はかれらを中心として集居する傾向に進んだのである。 方の農民でかねて商工業等を営むものと主従関係を結んで、 諸国諸地方の守護・大名は、その時代の封建的専制強力主義の政治精神によって、 つまり、 地方豪族の居館、 かくてこの地方の出身で農業に経験をもつ新勢力たる瓦林政 地方農民のあるものは、 たとえば鷹尾城の丘陵の下などに屯田兵的な武士的性格をもつ農 遠い都に住んで荘園の経営を荘官などに任せていた京都貴族た 時にはみずから武器をとってその集落を守ら 城砦の周囲に住居せしめて集団 頼 がこの それが瓦林 配下の被官 的 2生活 地 域を

畿地 たのである。 たのである。 寺社の本所領で、 としたのであるが、 ている。 力の |林政頼記によると、 先進 誇張の表現ではあろうが、 そこで高国は、 地 しか 域の場合と同様に、 守護代の命にも従わないで、 ŧ 地下人は相手を恐れてためらっていたとき、 中央における細川氏の内部の争闘を反映して、 政頼は河原林対馬守平正頼と称した一大名であったと述べ、 まずこの地方の地下人すなわち百姓等に命じて澄元方の 本所すなわち貴族寺社の所領荘園であったのが、 V わゆる名主等が本所から自立してしだいに武力をもって、 地侍が七・八百人もあって、 鷹尾城が屈竟の武士二〇余人を派して敵を討 灘地方も自然かれらが両勢力に分れてい かり集めると三四千人もあると書い 名主 中世末になって一般他 また灘五郷はもとは皇室や 地侍を討たしめよう 各々抗争してい の近

方の名田の経営者と思われ、字名が多くつけられている。 麻田入道宗円が宿老として証人となったとある。それら多くの武士たちは、その苗字からみると、多くはこの地 るため、荘内鎮座の神社の神前に集まって、神水を汲み一味同心を誓ったのを意味するものであった。このとき 城を固めている中でも、 たのである。それが前述の五月一日の戦で、政頼はこのとき敵対した本城(本庄であろう)のものたちに対し、 のことは、 って灘五郷の衆を集めて鷹尾城に攻め寄せた。そこで政頼の弟吹田又五郎・瓦林四郎次郎をはじめ数十人の侍が 今後鷹尾城に外堀をつくったら用水をば桶にてかくべしと命じたところ、これに応ぜず、 中世末になって荘民が自治的結合をもって、 ことに二二人のものが申し合わせて神水を飲み、同心して合戦すべき契約を結んだ。こ 外部の圧力に抗する場合など、 団結をいっそうかたくす 同六日かえ

も記載するところがある。 さらに八月一四日には にもその この鷹尾城下の戦は相当大規模なもので、ことに七月二六日の芦屋河原の合戦などは、 事情が記録され、 「摂州之儀無正体之間、 実隆公記永正八年七月二七日の条には「摂州合戦昨日得勝利、 京都於今無頼云々」と述べ、また後法成寺尚通公記 実隆公記・陰徳太平記 尤珍重々々」と記し、 ・拾芥記等に

そのためまず、 このとき阿波に逃れていた細川澄元は、 足軽合戦 永正一六年 大内義興は管領として京都に権をふるうこと一一年、その間しだいに国許の情勢も不穏となってき 部将で摂津の住人池田三郎五郎なるものに有馬郡田中城を守らしめた。 (一五一九) 帰国することとなった。そこで細川高国がかわって管領として権をにぎったが 勢力回復の好機到来を喜び、 同年一〇月三好長輝と共に上洛をはかった。 そこで高国の部将たる瓦

V) 庫に着き進んで神呪寺に陣した。 五郎はこのことを阿波の澄元に注進し、 林政頼がこれを攻めたがかえって敗績し、 なり人心は動揺したようであった。 国もついにみずから京都を発し、 高国軍と澄元軍とは尼崎・西宮の間で日々合戦を続けたが、 西下して越水城を助けようとした。このため京都では巷説紛々たる有様で、 長輝はさらに西宮に出で瓦林政頼を越水城に包囲した。そこで同月二一日、 かくて一二月二日、 戦功を賞せられている。やがて澄元は長輝等と共に一一月六日、 塩川衆・河原林衆などと称する一揆土民兵が多く斬られた。 高国は摂津池田城を本営とし兵を武庫川に進め、 勝敗は容易に決しなかった。 池田三 摂 高 郎 兵

京都に入り、五月五日長輝を破り、ついでこれを殺した。 を疎開しようと持運ぶものもあったほどである。かくて三好長輝が入京したが、高国はまもなく勢力を回復して に退け、 かるに翌一七年二月三日夜半になって越水城が陥り、 ついで敗走して一八日近江に入り、六角定頼にたよった。 澄元は京都の敗報をききようやく阿波に逃れたが、 瓦林政頼が没落したので、 京都はこの戦報を聞き市民は騒ぎ、 高国は軍を伊丹・ 尼崎 諸道具等 方面

月一〇日病歿した。

戦で、二水記にも 正一七年二月三日) この戦は相当大規模なもので、その様子は一々京都に報ぜられ、 諸社寺に命じて摂津戦乱の鎮定を祈らしめたのであった。このとき越水城によった軍勢は 「此間足軽衆度々及合戦」、 によると「武庫川諸勢」と記し、 (永正一六年一一月二一日) と記してい 阪神一帯の土民兵が参加したものらしい。 将軍以下幕府側も、 また公家側もこれに一喜 ١, わゆる足軽合 (永

応仁の乱後、 幕府の政治的統制力がゆるみ、 下剋上の風潮につれて、 社会的にも政治的にも地方の土民が支配

とするものは、これら足軽の利用を重要視し、 また実隆公記に「武庫川諸勢」というのもそれであった。このころ尼崎・西宮・芦屋・御影等にわたり、 ほこり、 原動力にまでなった。 園を基礎とした社会経済体制はようやく崩壊の運命にたちいたり、 に駆使した。 層に対し抵抗的な傾向に進んだとき、 越水城・鷹尾城を根拠とした瓦林政頼も、 かかる雑兵がいわゆる足軽で、 従ってその地位もしだいに上昇していったのであるが、 この地方民情の不安定であった有様が想像せられる。 細川・山名氏など権勢者は戦乱にあたって無頼の土民の徒を召抱えて陣中 ときには放火・掠奪等の狼籍を働いたのであった。 訓練して歩卒として陣頭に進めたので、 実はこの足軽大将であって、二水記の 各地の治安が乱れたのに乗じて有力者たらん V ま阪神地方に武力をもって威を それが戦の勝敗を決する 「足軽衆合戦」 しかし今まで荘 といい かかる

土民兵がたえず戦闘をこととし、

その被官たる三好氏が勢をふるい、やがて元長の子長慶の全盛時代となった。この間、 と晴元・元長方とは、 月八日尼崎広徳寺に自尽してからは、 を極めた。 かくて細川高国は、 高国に抗して兵を挙げ、 高国は同五年剃髪して道永と号した。 数年にわたって各地に戦って勝敗があったが、 大永元年 堺に渡り畠山氏の一族を集め、 (|五二|) 前将軍義澄の長子義晴を迎えて将軍に立て、これが管領となって全盛 晴 元が細川氏の惣領となった。 たまたま三好長輝の孫元長が阿波にあったが、 同六年一二月進んで摂津によった。 しか 結局高国は敗れて享禄四年(一五三一)六 しこのころ細川氏もようやく衰えて、 芦屋地方もしばしば戦塵 澄 かくて高国方 元の子晴元を

に見舞われ、

騒然たるものがあった。

